

第四百四回 参議院 地方行政委員会 會議録 第四号

昭和六十一年三月二十七日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

三月二十日 辞任 鈴木 省吾君 補欠選任 加藤 武徳君

橋本 敦君 神谷信之助君

三月二十二日 辞任 坂山 映子君 三治 重信君

三月二十四日 辞任 海江田鶴造君 補欠選任 古賀雷四郎君

三月二十五日 辞任 出口 廣光君 補欠選任 龜井 久興君

三月二十六日 辞任 龜井 久興君 補欠選任 出口 廣光君

三月二十七日 辞任 岩本 政光君 補欠選任 上條 勝久君

神谷信之助君 内藤 功君

補欠選任 補欠選任 石井 道子君

上田 稔君 岡部 三郎君

古賀雷四郎君 倉田 寛之君

岩上 二郎君 山田 勇君

三治 重信君

出席者は左のとおり。

委員長 増岡 康治君

理事 松浦 功君

吉川 芳男君

委員

佐藤 三吾君

石井 道子君

大河原太郎君

岡部 三郎君

加藤 武徳君

金丸 三郎君

上條 勝久君

倉田 寛之君

出口 廣光君

上野 雄文君

志苦 裕君

九谷 金保君

中野 明君

内藤 功君

山田 勇君

小沢 一郎君

津田 正君

石山 努君

持永 堯民君

渡辺 功君

説明員

警察庁警備局審議官 安達 真五君

大蔵省主税局税制第二課長 日高 壮平君

厚生省保険局国民健康保険課長 近藤純五郎君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付(閣法第八号))

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十日、橋本敦君、坂山映子君及び鈴木省吾君が委員を辞任され、その補欠として神谷信之助君、三治重信君及び加藤武徳君が選任されました。

また、去る三月二十二日、海江田鶴造君が委員を辞任され、その補欠として古賀雷四郎君が選任されました。

また、昨三月二十六日、岩本政光君及び神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として上條勝久君及び内藤功君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に三治重信君を指名いたします。

○委員長(増岡康治君) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢自治大臣。

○國務大臣(小沢一郎君) ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び同居の特別障害者に係る扶養控除額等の引き上げを行い、不動産取得税について住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるとともに、地方税負担の公平適正化を図るため、事業所税の資産割の税率の見直し及び固定資産税等に係る非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、昭和六十一年度における臨時措置として道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率を引き上げ、あわせて国有林野に係る市町村交付金の特例措置の整理合理化を図る等の所要の改正を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行うこととしたしております。

また、特別障害者の居室における介護等に配慮するため、同居の特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を三十四万円に引き上げることといたしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用土地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長することとしております。

また、国の行政機関が作成した計画に基づく補助を受けて取得した農林漁業経営の近代化等のための農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行うほか、日本国有鉄

道経営再建促進特別措置法の規定により日本国有鉄道から無償で譲り受けた特定地方交通線に係る非課税措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

その三は、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についての改正であります。これらのたばこ消費税につきましては、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に限り、従量割の税率を道府県たばこ消費税については千本につき百六十円、市町村たばこ消費税については千本につき二百九十円引き上げるとともに、従価割の課税標準について特例措置を講ずることとしたしております。

その四は、自動車税についての改正であります。

す。自動車税につきましては、メタノール自動車に係る税率を、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分に限り、昭和五十九年度改正前の本則税率とする特例措置を講ずることとしたておりあります。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましても、新エネルギー総合開発機構がアルコール専売事業特別会計から承継し、かつ、アル

コール製造業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止する等特例措置の整理合理化を行うほか、昭和六十二年度までに限り、湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし特定施設に係

その六は、電気税についての改正であります。電気税につきましては、産業用電気に係る非課税措置を講ずることとしております。

品目の縮減を行うとともに、漁業協同組合等が専ら水産動物の種苗の放流を目的として当該種苗の生産または育成を行うための施設において直接その用に使用する電氣に係る非課税措置を講ずること

その七は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、湖沼水質保全特別措置法に基づきみなし特定施設等に係

その八は、自動車取得税についての改正であり、取得について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

ます。自動車取得税につきましては、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得されたものに限り、メタノール自動車に係る税率の特例措置を講ずることとしたしております。

その九は、事業所税についての改正であります。事業所税につきましては、都市環境整備に係る財政需要の増大等の状況を考慮して、資産割に

係る税率を二平方メートルにつき六百円に引き上げるとともに、一定の第一種電気通信事業者が昭

一種電気通信事業の用に供する一定の施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置を創設する等の措置を講ずることといたしております。

その十は、国民健康保険税についての改正である

ります。国民健康保険税につきましては、被保険者相互間の負担の均衡等を勘案して、課税限度額を三十七万円に引き上げるとともに、減額の基準のうち基礎控除相当額を、昭和六十一年度にあつ

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。

付金の非交付措置について、造林者である地方公共団体の範囲を限定するとともに、分収育林契約の目的たる国有林野で一定の地方公共団体が費用

このほか所要の改正を行うこととしたしており
負担者であるものに係る土地に係る市町村交付金
を非交付とする措置を講ずることとしたしており
ます。

以上の改正の結果、明年度におきましては、住民税所得割の非課税限度額の引き上げ等により三十四億円の減収となる一方、道府県たばこ消費税

及び市町村たばこ消費税の従量課税率の引き上げ等により千八百七十八億円の増収が見込まれ、差し引き千八百四十四億円の増収となる見込みであります。

以上が、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

ことをお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) 次に、補足説明を聴取いたします。矢野税務局長。

○政府委員(矢野浩一郎君) ただいま説明されま

はその取得について非課税とするともに、産地中小企業対策臨時措置法に規定する産地組合等が振興計画に従って実施する振興事業等の用に供する土地に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

次は、事業所税の改正であります。

八ページから九ページにかけてでございますが、第七百一条の三十四第三項の改正は、産地組合等が振興事業の用に供する施設に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

次に、九ページから十ページにかけてでございますが、第七百一条の四十一第一項の改正は、木材保管施設に対する資産割及び新増設に係る事業所税の課税標準の特例措置の対象範囲に一定の木材の加工を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設を加えようとするものであります。

十一ページでございますが、第七百一条の四十二第二項の改正は、資産割の税率を一平方メートルにつき現行の五百円から六百円に引き上げようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

十二ページでございますが、第七百三条の四十七項の改正は、課税限度額を現行の三十五万円から三十七万円に引き上げようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

十三ページから十四ページにかけてでございますが、附則第三条の三の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税措置について、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に乘すべき非課税基準額を現行の二十九万円から三十一万円に引き上げようとするものであります。

十五ページから十六ページにかけてでございますが、附則第六條第一項及び第五項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置の適用期限を昭和六十六年度まで延長しようとするものであります。

次に、十九ページでありますが、附則第十条第二項及び第三項の改正は、不動産取得税について、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき無償で譲渡を受けた特定地方交通線に係る非課税措置の適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで、保安林整備臨時措置法に基づき民有林野と国有林野との交換により取得した土地に係る非課税措置の適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで、それぞれ延長しようとするものであります。

次に、十九ページから二十ページにかけてでございますが、附則第十条の二第二項の改正は、不動産取得税について、一定の新築住宅について住宅の取得がなされたものとみなされる日を、当該住宅が新築された日から九月を経過した日とする特例措置の適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

次に、二十ページから二十一ページにかけてでございますが、附則第十一條第一項、第四項及び第六項から第九項までの改正は、不動産取得税に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず第一は、政府の補助を受けて取得した一定の農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。第二は、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき市町村長の勧告等により取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。第三は、政府の補助を受けて農用地開発公社が新設改良した一定の農業用施設の取得に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

第四は、都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けられるものの取得に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。第五は、空港周辺整備機構が取得した航空機騒音による影響を受けることが少ない施設

の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。第六は、農業近代化資金等の貸し付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設、中小企業事業団等から資金の貸し付け等を受けて取得した中小企業構造の高度化等のための共同利用施設及び住宅金融公庫等から資金の貸し付けを受けて取得した不動産に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

次に、二十二ページから二十四ページにかけてでございますが、附則第十二條の二の改正は、道府県たばこ消費税について、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に売り渡した等が行われた製造たばこに限り、従量割の税率を千本につき百六十円引き上げるとともに、従価割の課税標準について小売定価から一定額を控除する特例措置を講じようとするものであります。なお、改正法附則において昭和六十一年五月一日前に売り渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して手持ち品課税を行うことといたしております。

次に、二十四ページから二十五ページにかけてでございますが、附則第十二條の三の改正は、メタノール自動車に係る自動車税の税率を、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分に限り、昭和五十九年度改正前の本則税率とする特例措置を講じようとするものであります。

次に、二十五ページから二十六ページにかけてでございますが、附則第十四條の改正は、固定資産税について、公害防止設備のうち悪臭防止設備に係る非課税措置を廃止した上、その他の公害防止設備に係る非課税措置の適用期限を昭和六十二年まで延長するとともに、潮沼水質保全特別措置法に基づくみなし特定施設について非課税としてしようとするものであります。

次に、二十六ページから三十四ページにかけてでございますが、附則第十五條第一項から第三十二項までの改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、新エネルギー総合開発機構がアルコール専売事業特別会計から承継し、かつ、アルコール製造業務の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止し、農林漁業団体が発電所等の用に供する家屋及び償却資産等に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を二年延長するとともに、外国貿易用コンテナ等に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。また、悪臭防止設備、潮沼水質保全特別措置法に基づく指定施設に係る汚水の処理施設、遺伝子組み換え技術等の試験研究に当たり生ずるおそれのある公共への危害を防止するために必要となる試験研究設備、道路を架空占用している電線の地中化に係る償却資産及び一定の第一種電気通信事業者の一定の電気通信回線設備に係る課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

次に、三十四ページから三十五ページにかけてでございますが、附則第三十條の三の改正は、市町村たばこ消費税について、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に売り渡し等が行われた製造たばこに限り、従量割の税率を千本につき二百九十円引き上げるとともに、道府県たばこ消費税と同様に従価割の課税標準について特例措置を講じようとするものであります。なお、市町村たばこ消費税においても手持ち品課税を行うことといたしております。

次に、三十六ページでございますが、附則第三十一條の三第二項及び第三項の改正は、特別土地

保有税について、空港周辺整備機構が取得する航空機騒音の影響を受けることが少ない施設の用に供する土地及び特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業者から買入れて保有する一定の土地に係る軽減措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

三十六ページから三十七ページにかけてであります。附則第三十二條第一項、第二項及び第四項の改正は、自動車取得税の特例措置を改めようとするものであります。第一に、政府の補助を受けて取得した過渡バス等に係る非課税措置の適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長するとともに、特定地方交通線に係る転換交付金を受けて取得するバスに係る非課税措置の適用期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。第二に、メタノール自動車に係る税率を、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得されたものに限り、軽自動車を除く自家用自動車については百分の三、営業用自動車及び軽自動車については百分の一とする特例措置を講じようとするものであります。

次に、三十七ページから三十九ページにかけてでございますが、附則第三十二條の三第一項、第三項及び第七項の改正は、事業所税について、中小企業者が公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物に対する非課税措置のうち従業者割の非課税措置を廃止した上、その適用期限を二年延長するとともに、地域振興整備公団が造成した土地の譲渡を受けて設置される事業所等に係る非課税措置の適用期限を昭和六十一年十一月十二日まで延長するほか、第一種電気通信事業者が昭和七十一年三月三十一日までに新築または増築を行った第一種電気通信事業の用に供する一定の施設に対する新增設に係る事業所税を非課税としようとするものであります。

次に、四十ページから四十一ページにかけてでございますが、附則第三十三條の改正は、昭和六十一年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準

を二十七万円に一定の金額を加算した金額としうとするものであります。

次に、四十一ページであります。附則第三十三條の二第四項の改正は、みなし法人課税を選択した場合の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置について、法人税率の特例制度の一年延長に伴い、みなし法人所得に対する税率等の特例の適用期間を昭和六十二年度まで延長しようとするものであります。

次に、四十三ページから四十五ページにかけてでございますが、附則第三十五條の二及び第三十五條の三を削除する改正は、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る個人の市町村民税の所得割の納期限の特例措置及びこれに關連する徴収猶予措置を廃止しようとするものであります。第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の改正であります。四十五ページから四十六ページにかけてでございますが、第二條第三項の改正は、地方公共団体が造林者である国有林野に係る土地に係る市町村交付金の非交付措置を縮減するとともに、一定の地方公共団体が費用負担者である分収育林契約の目的たる国有林野に係る土地に係る市町村交付金を非交付としようとするものであります。四十六ページでございますが、附則第十六項の改正は、日本国有鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の非納付措置の適用期限を一年延長しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(増岡康治君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、上田稔君が委員を辞任され、その補欠として石井道子君が選任されました。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 最初に、警察庁にちよつと聞きませんが、きのうから騒然とした事件が起きております。新聞でおおよそのことは私も承知しておりますけれども、この問題についての警察庁の方で持っている情報並びに今後の対策というもののについて御説明をお願いしたいと思ひます。

○説明員(安達眞五君) 最初に、事案の概要について簡単に御報告申し上げます。

御承知のとおり三月二十五日の午後一時十五分ころ、半蔵門前とアメリカ大使館前に駐車しました普通乗用車から発射物が各三本ずつ計六本発射されました。そのうちアメリカ大使館の中で一本、それから半蔵門の中で一本、計二本が炎上した、こういう事案でございます。物的、人的被害は何にもなかったわけでございます。新聞、テレビ等でロケット弾というふうに報道されましたが、実物は長さ五十三センチ、その五十三センチのうちの約二十センチ部分にスプレーの缶のようものがあつて、その中に可燃物、恐らくガソリンと思ひますが、それを詰め込みまして、その下に直径二センチの木製の棒を縦ぎ足して、その棒の部分で鉄パイプの中に落として鉄パイプの底をふさいで、そこから時限式に、恐らく花火の火薬と思ひますが、それを詰め込んだものを爆発させて飛ばすという物でございます。飛距離は一番長いもので二百六十メートル、それから一番短いもので百二十メートル程度飛んでおります。

威力につきましては、そのうちの一本がアメリカ大使館の窓に当たりましたが、窓も割れなかつたというふうに聞いております。そういう事案でございます。

しかし、お話がございましたように、近く天皇陛下御在位六十周年記念の式典がございまして、それからその後には東京サミットという大きなイベントが控えておりました。私も厳重な警戒をしていの中で敢行された事案でございます。私どもは何としてもこの犯人を捜査したいというこ

とで、即日、麹町署に警視庁公安部長を長とする捜査本部を設置いたしまして鋭意捜査中でございます。

これと前後いたしましたして、同日の午後二時三十分ごろ、東名高速道路の上り線の港北パーキングエリアで、このエリアに使われたと同種同型の発射物を備えた、盗難車でありましたが、これを発見いたしました。押収してございます。神奈川県警においても警備部長を長とする捜査本部を設置して、警視庁とタイアップして捜査を遂行しているところでございます。

○丸谷金保君 大臣、これは直接に今法案審議と關係ないですが、緊急の問題です。大臣の所管事項の中で極めて重大なこともあるのであえて御質問申し上げておるのです。この種の問題で犯人逮捕ができませんと、巷間伝わるころでは、警備強化をねらったやらせでないかというふうな風評ももう出かかっているんですよ。いいですか。我々が思ひます。これはもう何としてもこうした犯罪の防止と同時に、早期に犯人逮捕ということに全力を挙げていただかなきゃならぬと思うのです。その点についての大臣の決意をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(小沢一郎君) 今回の事件につきましては、白昼、しかもアメリカ大使館、まして皇居にまでこのような事件が起きたことをまことに遺憾に思つておる次第で、皆様にも大変御心配をおかけいたしておるわけであります。このようなことは民主国家において許されるはずもありませんし、何としてもこれを取り締まり、そして犯人逮捕につきましても全力を挙げて今警察において行つておるわけでございます。先生から御指摘のようなお話が、例え簡単な話であつたとしても、そのようなお話が言われるようなことは、事実ないわけでありまして、絶対あつてはいけなかつたと思ひます。したがひまして、そのためには何としても犯人を捕らえることが先決でございますので、全力を挙げてその捜査に当たらなければな

らない、そのように指示いたしておるところでもございませうし、全員その決意で捜査に当たっておるところでございませう。

○丸谷金保君 六十周年の式典やサミットに関連して、特別に対応するための予算が組まれておると思うのですが、いかほどでございませうか。

○説明員(安達真五君) これはさきに御審議いただきまして、サミット等の予備費といたしまして七十億三千百万円でございませう。

○丸谷金保君 そのうち、装備の方が約三十億ちよつとだといふふうに聞いているんですけれども、その七十億というのはいろいろな人件費的な、要するに旅費だとかそういうものも入れて七十億ということですか。

○説明員(安達真五君) これは御審議の過程で明らかになっておるわけですが、活動経費は含まれてございませう。あと、通信費器材であるとか、いろいろな警備の諸費器材が主でございませう。

○丸谷金保君 大臣、七十億ありますと、東京でなくて別の、もう少し静かな風光明媚なところへ会場をつくつてもやれるんじゃないかという気もするんです。例えば富士山ろくでも北海道の大沼でも、これだと警備に七十億もかからないのじゃないか。何でわざわざ東京にするのか。もう今から交通渋滞とかいろいろありますから、そのころになったら首都はもう全く麻痺状態になるでしょう。交通渋滞その他いろいろな問題によるのはかり知れないデメリット、こういうものを計算したことがありませんか。これは積極的な予算の問題だけでなくて、大変にみんな迷惑している。経済にでも何にでも影響を及ぼしていると思うんです。トラック一つ走るのだって、ふだん三十分で走れるところが三時間かかるというふうなことです。ガソリンの消費だけ考えてみてもこれは大変なことなんです。一体、そういうことの計算というのか、そういうことの論議というのはしたことはあるんですか、どうなんでしょうか。

○説明員(安達真五君) サミットは国家的な大イベントでございまして、それに対する宿泊施設であるとか交通アクセス等々、いろいろな観点から東京と決定されたに聞いております。警察といたしましては、仮にどこに決定されましたも、決定されました地域の安全確保に全力を挙げるといふのは当然のこととございまして、東京で開催と決定した以上、それに対する安全の確保について総合力を挙げて努力してまいりたいとございませう。

○丸谷金保君 大臣、そのことを聞いているんじゃないんです。どうなんでしょうか、そういうことについての配慮なり論議なりというものが一体政府の中で行われておるんですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 警察の立場としては、それは今答弁がありましたように、どこであらうが万全を期すということとございませう。そもそも東京かどこか他にという先生の御指摘のような御意見でございませうが、その決定の経過につきましては私も詳細は存じっておりませんけれども、やはり世界の先進国の首都が集まるサミットでございまして、首都東京、そしてまた決定に当たってはその他の諸般の要素があつたものと考へております。しかし、その後についてのいろいろな議論は私は承知いたしております。いろいろな事情の中で決定されたものと思つております。

○丸谷金保君 積極的な予算で七十億といふことも、はかり知れないマイナス面も相当にあるといふことを考えますと、サミットだけではないいろいろなこともございませうし、何か東京でやるという発想を切りかえていく必要があるんじゃないかといふふうに思ふんです。

それから、ついですがその問題と重ねてもう一つお聞きしますが、今の御説明の中で警察庁の方からありましたけれども、在位六十周年の問題については閣議ですらうと、私たちの仄聞するところでは、満場一致ですつと決まったといふふうな新聞発表がございました。それはそのとおりなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○国務大臣(小沢一郎君) これにつきましましては、

いわゆる全国民で喜びすることとございませうが、その日取りにつきましては天皇陛下の誕生日でもございませう四月二十九日が最良であるといふことで、どなたも異論なく素直にその日に決定されたものと思ひます。

○丸谷金保君 五十周年のときは十一月十日でしたね。というのは、満五十年が十二月二十五日ですが、暮れといふことがあるので、ちよつと早まったとしても大体その近くに行われている。それが今回は誕生日だからと半年以上も早くなる。中曾根内閣の都合だからというのならもつと素直に聞けるんです。総理をやっているうちに式典をやりたいんだからというのなら素直に聞けるんですが、誕生日だからということについては素直に聞けないんです。どうして誕生日にやらなきゃいけないのか。在位六十年といふのは十二月二十五日なんです。こんなに早く六十年をやつて、何かあつたら一体どうするつもりなんですか。そういうことが閣議の中でどなたからも、あなたから、もうそういうことの疑問が出なかつたといふことの方がむしろ私は不思議なんです。あなた、どう思ひますか。これはあなたの御意見を聞きたいんです。

○政府委員(津田正君) 日にちの決定につきましては、内閣官房が詳細に検討した上で決定されたわけですが、私もどなたも伺つておりますその経緯につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

今回の陛下在位六十年の記念式典につきましましては、在位六十年といふことと御長寿といふことの二つの観点でお祝いを申し上げよう、こういうような趣旨でございませう。日程の考え方では、在位六十年は先生御指摘のとおり六十年の十二月二十五日といふことになりませう。お祝いをいたすことになりませうと、それから一年間の間の適当な日といふことかと思ひます。それからもう一点の御長寿の点でございませうが、歴代の天皇の中で現在の陛下が御長寿の最高になるのが六十年の七月十三日になるわけとございませう。そうすると、

御長寿の点のお祝いの機会と申しませうと六十年七月十三日から一年間の六十二年七月十二日ということになる。

そういたしますと、御在位の点と御長寿の点あわせて御祝意を表するといふようなダブつた期間が六十年十二月二十五日から六十二年七月十二日の間。この間の一番適切な日、公式行事等の細部いろいろ検討されたかと思ひます。在位六十年の間の間の適切な日といふことで本年の四月二十九日が選ばれた、このように伺つておる次第でございませう。

○丸谷金保君 在位六十年が六十年の十二月だとおつしやいましたね。今は年齢でも満で勘定するんです。それなら、昭和元年の十二月二十五日に即位されて、その次の年の四月のときに在位一年と言ひますか。在位六十年といふ場合には六十年にあられたことを言うんであつて、あなたの六十年といふのは昔の年の勘定、年齢の勘定のやり方で、在位六十年じゃないんです。六十年の十二月二十五日では在位五十九年なんです。そうでしょう。昭和元年といふのは何日かしかあつたんですから、とつてつけたやうなうそを言つちやいけませんよ。そういううそはまさに昔であれば不敬罪ですよ。とんでもない話で、それはちよつと今のうちに記録を言い直しておきなさい。でないと、それは問題ですよ。

私は何れ六十年の在位の式典をやることを、私個人としては必ずしも反対ではないんです。私の家は代々勤王の家系でございませうから、天皇陛下については、私は党と多少意見の違ひ点もある。いいですか。ですから、皇室を非常に敬つてきている立場なんです、今のような考え方は私は許せないんです。どうなんでしょうか。

○政府委員(津田正君) 詳細に内閣官房で検討した上で決定でございませうので、私も間接的に申しわけないわけとございませうが、なほ補足して申し上げます、在位五十年の記念式典は五十二年の十一月に行われたと。そのときも、先生おつ

しゃるようなものも基本的な点があるかと思ひますが、五十年のときも五十一一年に行われておる、こういうような関係もございまして、六十一年が在位六十年というような考え方にもなつておるかと思ひます。

○國務大臣(小沢一郎君) 日取りのいろいろな理由は別といたしまして、天皇陛下のこのお喜びは、お互いが素直な気持ちで、国民みんなが喜び合うべきものでございまして、先生のお話の中に總理の個人的な話もございましてしたけれど、お互いそういう個人的な、あるいはもろろん政治的ないろいろな意味でもつてやるべきものでなくして、御指摘のように、そのようなことで意図するやからがあるとなればまさに不遜不敬でございまして、やはり素直に御長寿と御在位六十年というこゝで、私も四月の二十九日に、ああ御誕生の日だということと素直に受け取りまして、その日にお祝いをすることと受けてとめたものでございまして。

○丸谷金保君 それについて何の不審も皆さんが抱かないということ自体が大変遺憾だと私は思ひますが、本委員会は法案審議のときでございまして、一応そういう点、それからサミットの問題等については今後において十分配慮していただきたいという程度にとどめておきます。

それで、法案の問題なんです、地方税の改正、今の趣旨のあれでいいますと、「住民負担の軽減及び合理化を図るため」というんです。住民負担の合理化というのはいいんですが、軽減にちつともなつていないですよ。今読み上げたのを見ていましてね、それから、おたくの方の資料を見まして、やはり増収になるようになっていふんですよ。これは軽減なんかじゃない。軽減ならば税が安くなるわけでしょう。全部増収なんです。自然増収と言ふかもしませんけれども、そんなものじゃないと思ふんですよ。払う方は同じなんです。これは一体どこが軽減なんですか。個々のそれはわかります。個々のものについてはこれは軽減したのもあるとか、これは上げ

たのもあるとかいろいろありますけれども、総体で見ますと、例えば法人税割が国税の改正に伴つて百五十八億増収になる、こう出ていますね。それをどうしたいのですね軽減になるけれども、これじゃ軽減にならないじゃないですか。市町村民税の全体についてもそうですね、七・一%増収計画ですよ。上げるところや下げるところがあつてもいいですよ。しかし総体として七・一%の住民税が増収になる案がどうして減税なんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今回の地方税制改正の趣旨、先ほど大臣から御説明申し上げたとおりでございまして、御指摘のとおり、全体としては千八百四十四億円の増収になつておるわけでございます。

内容的に申しますと、「住民負担の軽減」という言葉を使つておられますが、住民負担の軽減につきましても、御承知のように、所得割の非課税限度額の引き上げ、あるいは同居特別障害者の扶養控除額あるいは配偶者控除の金額の引き上げを中心として、全体として三十四億円のその中で住民負担の軽減が行われておるところでございまして、増収の主たるものは、御案内のように、先ほどまた御説明申し上げましたように、一年間の臨時措置ではございまして、たばこ消費税の従量割の税率の引き上げということとございまして、内容的には住民負担の軽減を含み全体としては増収になつておるということとございまして。

○丸谷金保君 ちょっと意味がよくわからないんですがね。もう少し、何というか、質問を素直に聞いてください。私のお聞きしているのは、たばこ消費税の方を言っているんじゃないんです。住民負担の軽減と言ひながら、住民税でいいですか、市町村民税で七・一%の増収というのはいくら、だから、個々に上げた下げたはいいですよ。しかし負担の軽減、だから、どこを下げたというのなら、軽減したというのならわかるけれども、この書き方はそうじゃないですよ。住民負担の軽減なんです

よね。住民負担の軽減というのは、上がるところもある、下がるところもあつても、トータルで税が低くなることを言ふんじゃないですか、どうなんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のように、住民税全体といたしましては、改正外いわゆる自然増収によりまして全体としては増収となつておるわけでございます。提案理由の説明で申し上げました「住民負担の軽減及び合理化を図るため」という言葉の意味は、先ほどの繰返しになります。それが所得割についての非課税限度額の引き上げ、それから同居特別障害者の扶養控除額あるいは配偶者控除額の引き上げ、これを指すために使つた言葉でございまして、全体としては住民税が前年度より減つていないということは御指摘のとおりでございます。

○丸谷金保君 これは、提案は大臣がしているんですよ。大臣、どう思ひますか、これは適切だと思ひますか。減つていないんですよ、これで軽減なんです。税率を下げたとかという表現ならわかるんですよ、負担の軽減ですからね。

○國務大臣(小沢一郎君) 先生の御指摘は、「負担の軽減」という表現で説明している以上、トータルとしても、また住民税を中心とした税そのものについても、本当に負担の軽減と言へるだけの、個々のものは別にいたしまして、措置をしてこそ初めてそう言えるのではないかと、こういうお話であらうと思ひます。

私どもも今、局長が答弁いたしましたような個々の問題につきましても措置は講じたわけでございますが、現在、税制全般につきましても税制調査会においていろいろと、特に国税、地方税を通じて税制全般の見直しの中で減税というものと、負担の軽減ということも御議論されておるものと思ひます。私どももいたしまして、御指摘のような意味における抜本的なものにつきましても、この秋に答申がなされるものでありまして、そういう中においてさらに考えていかなければならぬ問題である、そのように思つております。

○丸谷金保君 こういう言葉をまくら言葉として安易に使うということは考えなさいいけないと思ふんですよ。

それで、これを見ますと、大体法人税が伸びることになつておるんですね。きのう衆議院の大蔵委員会でも租税特別措置法が、参議院はきょうやつておるようですけれども、衆議院を通過しましたね。そうすると、これは赤字法人の赤字算入を六十一年度、四月一日から六十二年度にかけての一年間のということになります。この計算はこの増収分の中に入つておるんです。租税法の改正によつて法人税が非常に伸びる。これは大蔵の方の計画では伸びることになつておるんです。その分はどういうふうになつておるんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘されたことは、赤字法人関連対策という意味で欠損金の繰越控除の直近一年分の停止の問題であらうかと思ひます。地方税における法人関係税の基礎になりますところの法人の所得の計算につきましても、これは課税の簡素、便宜のために、国税のものと原則として同一のものを用ひることになつております。御指摘の租税特別措置法の改正に伴うところの改正の地方税へのはね返りもこの金額の中に含まれておるものでございまして。

○丸谷金保君 大体どれくらい見込んでおりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 欠損金の繰越控除に伴いますものが、初年度分国税が二千二百三十億でございまして、これに伴う地方の法人関係税のはね返りは四百九十二億と見込んでおります。

○丸谷金保君 それは見込めさうや。見込める見込めないにかかわらず、自治省は地方に密着して計算したという……。自治省は地方に密着してあるんだから、地方の実態は大蔵省よりはよくわかるはずなんです。具体的に市町村に入つてみますと、来年度なかなかそんなふうにはなりません。もう既に多くの法人は、特に赤字法人は三月三十一日の決算にどんどこ切りかえています。いいですか。例えば五月決算とか七月決算とかい

ろいろあります。それはそのままの計算で大蔵の方では出しているんです、そういう考え方で。ところが、三月三十一日に決算期を変えれば、これはもう直近一年というのとはかからないんですから、六十一年度では見込めなくなるんです。いいですか。そういう数字はどれくらい出るというふうに計算してこの四百億何億という計算をしたんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のように決算期を変えていくと、そのことのために当初増収を見込んだつもりでも増収にならぬじゃないか、こういう御指摘と存じますが、先ほど申し上げました四百九十二億という見込み額は、これはあくまでも法人税の積算基礎をそのまま用いまして、いわば単純に地方税の税率の上にはね返したものでございまして、御指摘のような点について国税当局の方でどのような考え方をとっておるかということについては、私も率直に申し上げてつまびらかにいたしておりません。あくまでも法人税と同一のベースの上に見込んでおるということでございまして。

○丸谷金保君 そうすると、地財計画自体が非常にあいまいなものだというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 地方財政計画に見込みました明年度の地方税の総額約二十四兆円余でございますが、これにつきましては、その時点におきましてできるだけ正確な見通しのもとに、各種の資料に基づいてそれぞれ個別税目について積み上げ計算を行ったものでございまして、もとより、年間を通じてその課税の要件となるさまざまな事実の変化があることは私も十分承知いたしております。したがって、個別の税目について計画に見込んだとおりには確保できないというところは必ずしもないかと存じますが、トータルといたしまして、私どもは現在見込んでおります地方税収が現段階におきましては確保し得るものと、こういう考え方のもとに御審議をお願い申し上げておるところでございます。

○丸谷金保君 大臣、実は税収の見込みの問題で、五十九年の四月に大蔵委員会では、見込みが違ふじゃないかという指摘をしたことがあるんです。これは酒の税金です。そのとき竹下大蔵大臣は、今の御答弁と同じように、それはきつちりはいかないだろう、ただし一〇〇%いかなくても前後一〇%くらいは誤差は、見積もったのは一〇%になるなり九〇%になるなり一〇%程度の誤差はこれは御了解願いたい、こういう答弁をしていらっしゃるんですよ。大体今の局長の答弁をそのように大臣理解してよろしゅうございませうか。大蔵大臣はそういうふうにご答弁されている。自治大臣はどういうふうにご答弁されますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 大蔵大臣がご答弁になりましたことと、私も全く同じ考え方を常に持つということには必ずしもならないかと思いますが、全体として見込みました税収について最終的に誤差が生じることは十分あり得ると私も思います。その誤差が自然増収の形で出てくるか、あるいは逆に地方財政計画に上したものが落ち込むという事態になるか、この辺は基本的に大きな問題かと思えます。従来におきまして、年度中途の経済情勢の急変等によりまして大きく落ち込んだことがございました。そういった時点におきましては、地方財政の運営に支障のないように、それなりの年度中途において措置を講ずるといふことをいたしておるわけでございます。

御指摘の一〇%までの誤差が許容し得るかどうかという点については、私どもは、地方税の立場から申しますと、地方税というのはやはり個々の財政のミクロの集まりでございまして、国税の場合に比しますと地方団体に対する個別の影響度というものはやはり高いと思えます。国税の場合には全体でございまして、やはり地方財政の場合には全体でございまして、やはり地方財政の場合にどの程度の許容度と考えるかということについては今までは考えてみたことはございませうが、やはりそれよりも小さいベースで考えるべきではなからうかなと、こういう気がいたしております。

○丸谷金保君 大臣、局長はすりかえた答弁をしていらっしゃるんですよ。というのは、租税特別措置法の今の改正案が通ったものを計算に入れて、それはこの中で相当の金額を見ていると言いますが、その分について質問しているんですよ。これはもう法改正によって行われる積算ですから、いろんな市町村税の個々の、一つ一つのものを言っているんじゃないんですよ。この分についてどうかと聞いているんですよ。この分についてはどうだというふうにお答えしていただきたいんですよ、一遍にマクロの話をしてください。

○政府委員(矢野浩一郎君) 失礼いたしました。一〇%という数字のお話がございましたのでトタルの問題と私は勘違いをいたしましてお答え申し上げたわけでございます。

今、御指摘になりました欠損金の繰越控除に関する国税の増収見込み額、それをもとにしたところの地方税の法人関係税の増収見込み額につきましては、率直に申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、その基礎について年度中途における変化をどのように見込んだかというところは実はつまびらかにいたしておりません。そういったような事態の変化でどの程度の誤差が生じるかという点については、私も現在の段階ではちよつと判断がいたしかねる次第でございます。

○丸谷金保君 これは非常に積算のしやすい税目です。というのは、経済の変動とかなんとかと関係ないんですから、既に発生している赤字の繰越控除を認める認めないの問題なんです。そうでしょう。それすらも全く自信がないということになると、しかもこの中にはこの法人税の増収分の多くの部分がその計算によっているという御答弁がありましたね、もうそれは計算の中に入っているんだと言ふから僕はこれを聞いています。そうすると、ここに出てくる数字というのは大蔵省が積算した数字だからそれを全く疑いもなく

そのままだと、自治省として自信を持って出している数字ではないということですね。今の御答弁を聞いてみるとそういうふうな理解するようないんですよ。

○政府委員(矢野浩一郎君) 国税と課税ベースを同じにいたしておりますので、国における予算の見込み、それから地方税における地方財政計画額は基礎的には同じものを使うということを従来からルールにいたしております。ただ、地方税の場合には、御承知のように歳入所属年度区分が違ふという点は考慮して見込んであるわけでございます。

今のお尋ねでございますが、欠損金の繰越控除の直近一年停止は、昭和六十一年四月以降終了する事業年度の直近一年に生じた赤字から適用する、こういうことになっておるんだと思えます。したがって、この赤字の額、その中にはほぼ確定したものも含まれるかと思えますけれども、これからまだ出てくるものも含まれることになるのではないかと、このように考えております。

計算の方法を、国税当局が決算年度の変更というふうなものをどのように見込んだか、あるいは見込んでおるのかということにつきましては、私どもの方としてどうもつまびらかにしておりませんので、国税の計算を信用いたしまして、これをベースにして計算をしておるといふところでございまして。

○丸谷金保君 私が、自治省は自治省としてのこういう数字に対する見識を持ってもらいたいと思ふのは、五十九年のときも酒税の減収で交付税にはね返ったでしよう。そのことで町村は非常に困るんです。それは起債とかいろいろなことで見たといたつてしよせん借金ですよ。起債が二〇%超えたら赤信号だというふうな町村にとつてみてもおなさら困る問題で、今度も同じことを繰り返しているとしたら、自治省としてはもう少し自分たちの考えではこうなるんじゃないかと、はね返ってくるんですから、この場合直接です、前の場合にも交付税にはね返って町村は困っていたん

ですね。それからいよいよ何か任せっぱなしで、地財計画はこれでもいいということにならないと思うんですが、どうなんでしょう。いささかもその点に疑点を持たせませんでしたか。

○政府委員 矢野浩一郎君 もとより地方税収の計上額につきましては自治省として責任を持たなきゃならないのでございますが、全く国税当局に任せっぱなしという考え方を持つべきものでないことはもう御指摘のとおりだと存じます。特に法人関係税あるいはその他の交付税の基礎をなす国税については交付税の計上額とも直接に連動しておるわけでございますから、その辺は十分慎重に考え、当方としても、見込みを計上するに当たつての必要な意見、考え方というものは十分国税当局とも議論をしていかなきゃならぬと思ひます。ただ、最終的に計上いたします税収につきましては、政府として、国税、地方税相互に連動する問題でございますから、その辺は統一的に計算し、見込んでいかなきゃならない、こういうふうに考えておるところでございます。

いろいろの御指摘につきましては私どもの方も十分肝に銘じまして、今後ともできるだけ正確な見通しができるようにしてまいりたい、このように考える次第でございます。

○丸谷金保君 大臣、一つ要望しておきたいんです。今の税のそういう問題でも、実際に法人を抱えている市町村ではもうわかつているんですよ。みんなそういうことをやっているという話も出ていますし、そんなことにならないよと。だから大蔵との整合性を考える前に、地財計画の基本的なこういう問題については市町村の実態というか、市町村の意見の吸い上げの仕組みというものを、もう少し自治省としていわゆる上意下達だけでなく、どうだという今私の質問したようなことは簡単に出来るんですよ。末端では自分のところではそうならない、そんなに見えない、こう出ているんですからね。そういうものの積み上げで地財計画ができなきゃいけないのに、それでなくて横の整合性だけ考えているところに地財計画とい

うものがなかなかうまくいかない大きな原因の一つもあるんじゃないか、だから現場の声がもう少し反映するようなシステム、こういうことについてお考えをいただきたいと思うんですが、いかがでしょう。これは必ずしも税の問題だけではないんですけれどもね。

○国務大臣 小沢一郎君 自治省の役割は、先生御指摘のように、地方の本来の実態に即して、また、地域の立場に立つてそれを国政の中に反映させるのが役割でございます。私も就任してまだ日も浅いのでありますが、その点につきましては、自治省の全員が本場に一生懸命になって政府内部で議論し、主張いたしておると私実感として考えております。しかし、まだまだそういったような問題につきましてもっと正確に反映されるべきである、私どももその点につきましては十分みずからの気持ちの中に持ちまして、今後とも実態を正確に把握してそれが国政の中により正確に反映することができるよう努力をいたしたいと思ひます。

○丸谷金保君 局長さん、何%くらいということ具体的におっしゃらない方がよいと思ひます。大蔵大臣は数字を言ったんだけれども、あんたそんな数字言っていないのかいと言ったらいと言ふものですから、次の年、全く違つたんで委員会でも公式に謝つてもらいました。大臣、今のその点よろしくお願いしたいと思ひます。できるだけ地方の声を聞いていただきたいというのが私の願いなんです。

それから、メタノール自動車の台数はどれくらいに押さえていますか。無公害の自動車、ほとんどあれしなきゃならないのですが、意外と伸びなくて苦労している方たちもおるんです。
○政府委員 矢野浩一郎君 メタノール自動車でございますが、まだテスト走行段階でございます。本年度におきましては四台程度でございまして、明年度におきましては二百台程度で走行されるものと、こういうぐあいに見込んでおるところでございます。

でございます。

○丸谷金保君 これは、一生懸命研究して実用化できるようなメタノール自動車をつくつた人たちが、私財を投じて非常に今苦労しているんです。本場に困っているんです。その人たちの話を聞きますと、これが普及しない一番大きな原因は石油業界の圧力だということです。ですから、大臣、今せっかく法案でこれに対する減免措置がとられたんですから、これは四台でも五台でもいいんですけれども、これが普及できるような問題は通産なんです。なかなかいろいろな面倒なことを言っている。しかし、実際にこれが普及すれば非常にいいことだ。公害対策、特に東京のようにNO_xの問題、排気ガスが公害の原因になってきているようなときですから、本当は早急にやってみようと思ふんです。これは大臣、この法案の中にもありますので、ぜひこの普及方について、自治省は公害問題を一生懸命心配している方なんです、ひとつ自治省のサイドからでも、うちの法案は通したんだ、これは普及していかなくちゃならないのだという形でプッシュをしてやっていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣 小沢一郎君 無公害車の燃料の開発ということとは、今後の新しい技術開発ということと政府全体としても研究に取り組んでやろうというところになっておると私は承知いたしております。したがって、通産云々あるいは業界云々、その点につきましては私わかりませんけれども、自治省としてはもちろんのこと、通産省も皆挙げてそういう研究開発に努力すべきが本質であると思つております。なお一層御指摘を踏まえてその開発、普及のために努力をいたしたいと思ひます。

○丸谷金保君 国有財産の交付金の問題でちょっとお聞きしたいんですが、これは、河川敷やなんか面積は対象にならないんですか。どうですか。

○政府委員 矢野浩一郎君 現在、河川敷は国有資産等所在市町村交付金の対象になっておりませ

ん。

○丸谷金保君 これは固定資産税にもなりませんし、市町村としては本当に厄介なものなんです。交付税の面積の中には入りますけれども、それだつてわずかなもので、大きな河川を抱えて河川敷が非常に大きなウェイトを占めている町村の財政というものは非常に困るんですよ。これらに対する配慮を何らかの機会にお考えをいただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤三善君 昨年、この地方税法の採決の際に附帯決議をつけて、大臣が、誠意を持って努力しますと、こういうお話をいただいたことしになるわけですが、けれども、一体、昨年の附帯決議でどの程度努力して実現したのか。私が見ると、もうさっぱり何も無視、こういうような感じがするんですが、いかがですか。

○政府委員 矢野浩一郎君 昨年の地方税法の御審議に際しまして、当委員会でも附帯決議を付されておりました、全体で六項目ございします。

第一に、地方財源の安定確保ということでございますが、これは国、地方間の事務、権限及び税配分のあり方を抜本的に検討し、安定確保を図ることというところでございまして、基本的には、現在進められておりますところの国、地方間の税源配分を含めた税制の抜本改正というふうなことも含め、また機関委任事務等行政事務配分の整理、見直しということと関連しての長期的な課題として対応していかなければならない問題でございします。全体としての地方税源の確保につきましては、私どもとしても、今回の改正に当たりましては、私どももそれなりの努力をしたつもりでございします。ただ、なお全体としての大きな改正は、これはやはり税制の抜本的改正というものを控えておりますので、その中において今後真剣に努力したいと考えております。

それから第二が、非課税措置の整理、それから外形標準課税の導入等の問題でございします。事業税の非課税措置の整理につきましては、その中で

特に私どもが大きな問題と考えております社会保険診療報酬の問題、これも当初、自治省といたしましては精いっぱい努力したところでございますが、残念ながら今回の改正におきましてはその実現を見るに至りませんでした。なお今後とも努力をいたしたいと考えております。

それから、外形標準課税の問題も長期的な課題でございます。この問題につきましては、従来の政府の税制調査会の審議の過程におきまして、いわゆる課税ベースの広い間接税との関係において論議をすることになっております。これから税制の抜本改正の中でそのような議論が行われてくるということになるかと思いますが、我々としてもこの外形標準課税の問題につきましては、何らかの形でその中で解決が図られるよう努力いたしたいと思っておりますが、現在の段階におきましては、まだその実現を見ていないところでございます。

それから、利子所得の課税の問題でございます。この点につきましても、少なくとも現在所得税が課税されておるものについてはぜひ住民税を課税したいということで、これも今年度も検討課題に上げまして、税制調査会でも十分御議論をいたさしました。ただ、基本的には、抜本改正の中で検討すべき問題である。基本的には課税すべきであるけれども、その方式等についてはなお検討すべき点があるので、抜本改正の中でその結論を得るようにしたい、このような審議の結果御答申をいただいております。

それから、個人住民税の減税でございます。今回の改正におきましては、非課税限度額の引き上げ、あるいは同居特別障害者の扶養控除等の引き上げのみに限っておりますが、全体としての個人所得課税の負担の軽減、合理化の問題は、御案内のとおり、目下抜本改正の主要な課題として論議されておるところでございます。その中で、税調の御審議の結果を踏まえて適切に対応いたしたい、こういう考え方でございます。

資産に関する負担軽減措置という点でございますが、この問題については実は長期的に考えて、固定資産税の本質を確保しながら、今後の社会の変動に対応してどういうことを考えていかなきゃならないかということを目下研究、検討しております。

それから、事業所税の課税団体の範囲等につきましては、これも大きな課題でございます。ただ、事業所税の課税範囲の拡大につきましては、その範囲なりあるいはこれを一律にやっていたいかどうか、ある程度選択的な課税というものも考えざるべきではないか、こういった御議論があつて、まだコンセンサスを得るに至っておりませんが、今後とも努力すべき課題と存じます。

附帯決議に対する現在の状況は、以上お答え申し上げたとおりでございます。

○佐藤三吾君 大臣、横で聞いておつて、今何と言ったかわかりますか。何もできませんでしたという事です。そうでしょう。

久しぶりに若い大臣が登場して、ひとつ体を張ってやるというふうな気持ちを持っていますか。○国務大臣(小沢一郎君) 今、局長から答弁がありましたように、個々の問題等につきましては一生懸命、結果としてそんなばつちではないという評価であつたとしても一生懸命やってきましたものだと思います。ただ、大きな課題とされておる問題につきましても、残念ながら今度の改正には盛り込むまでに至らなかつたということでありまして、今、今の附帯決議の中にある点につきましては、自治省としても最大の課題として取り組んでおり、今後とも取り組む問題ばかりだと思つて、今、税調をやっておりますが、この結果を踏まえて、抜本的な改正の中に従来からの私どもの主張、また先生方から御指導をいただいております点につきましてもぜひ実現してまいりたい、そのように決意をいたしております。

○佐藤三吾君 すぐ税調に逃げ込むんですけれども、それなら聞きましょう。その税調が、社会保険診療報酬についてどう答

申しておるんですよ。あなたは御存じだと思ふんですけれども、これはもう昭和二十七年に創設されて、余りにも長期に経過しておつて今の情勢に合わない、したがって「これを廃止すべきことは当然である」、いいですか、これは答申ですよ。そして「当調査会としては既に累次にわたる答申において指摘してきたところであるが、いまだその実現をみていないことはまことに遺憾である。」「あなたが税調で云々と言つけれども、その税調がどう言つておる。そして「税負担の公平を図り、税に対する国民の信頼を確保する見地から、この特例措置については、直ちにこれを撤廃することを強く要請する。」と。税調だけじゃない。地方制度調査会も同じような主張である。それがこれやらの事です。

○国務大臣(小沢一郎君) その問題につきましては先生御指摘のとおりであります。それが実現できなかったことは、先生初め皆さんからの御指摘に対して弁解の余地はございませんけれども、私どももいたしまして、この答申を尊重すると同時に、税の公平等々の観点からぜひ実現しなければならぬと思つております。

こういう言い方をしてはいけませんけれども、この問題につきましては、当事者においてもそうそろそろお互いに決着していかなければならないという機運にもあると思つております。私どももいたしましては何としてもこれを実現してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○佐藤三吾君 実現してまいりたいと言ふときには質問者の目を見ておつて言わなきゃだめですよ、あなた。目を伏せながらじゃなくて。どうしてごまかそうかと、こういうような考えを頭の中にめぐらせながら、そんなことじゃだめですよ。田川さんは、わずか一年足らずの大臣のときにも、もうかねてこれは双壁の懸案であつたのを、いわゆる新聞関係ですね、これを何としてもやり抜くということを実現しましたよ。問題は大臣じゃないですか。あなた今、さらに努力します

と言ふけれども、あなたの努力というのはこの場を逃げる努力と、こういうふうに通じ合ふんですけれども、本当にやる気があるんですか、体を張つて。体を張るということは首をかけてということですよ。どうなんですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 私は、元来内気なものでつい下向きになりがちでございますけれども、この場合を糊塗するつもりはございませんし、大臣という行政の長の職にある者でございますから、その責任は果たさなければならぬと思つております。果たし得ないときはやめる以外にないと思つております。その意味におきまして、もちろんいづゆる社会保険診療報酬の問題だけではないでございますが、私といたしましてはその職責においてぜひ実現したいと考えておるところであります。

○佐藤三吾君 どうせ六カ月が来れば内閣改造だからというふうな意味で言つたんじゃないんです。税調は四月に結論を出すんですよ。この税調自身はもう去年も結論を出してあるわけですよ。ですから、今年度のいづゆる予算編成でやると言つてみてももうどうせ十月にはおれはさらばだからそこそこ、こういうことじゃ困るんですよ。あなたも本気でやるなら僕はここでさちんと約束をして本気でやつてもらいたい。そうしないと、これは本気でできやうものじゃないんですよ。そういう意味で、地方制度調査会が何遍答申しても、税調で何遍答申しても、こういうような表現を使つてみてもなおかつしなないというの、私はやはり自治大臣であり国務大臣の責任だと思ふ。そこをきちっとわきまえて、この委員会に約束してください。

○国務大臣(小沢一郎君) 私の任期がどうこうという考えで申しておるものではないと思ふ。この点につきましては、私の在職がいつまでにならうが別にいたしまして、その職にある限り、先ほど申し上げましたとおりぜひ実現したい、そのために全力を挙げて努力したいと考えております。

○佐藤三吾君 ところで税務局長、地方税及び地方譲与税収入見込の説明を見ると、べらぼうに滞

納が多いですね、特に法人の。まず聞きますが、どのくらい滞納があるんですか。前年度分と前々年度分以前の二つに分けて説明してくださいませんか。法人で結構です。

○政府委員(矢野浩一郎君) 大変申しわけございませんが、前年度分、前々年度分は現在資料を持ち合わせておりませんので、恐縮でございますが、今ここで答えたいしかねる次第でございます。

○佐藤三吾君 総額で何ですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 法人税割におきましては、前年度滞納繰越分については四〇%徴収と見て七十八億三千三百万でございます。それから法人事業税でございますが、四百九十六億八千七百七十七万、これは五〇%徴収見込みでそのような滞納繰越分を計上しております。それから市町村税の方でございますが、市町村の法人住民税におきましては、滞納繰越分を百八十九億四千六百万円、前年度からのものを四〇%、前々年度以前のものを三〇%徴収するものと見てそのような計上をいたしております。

○佐藤三吾君 それは、今言うに前年度分が四〇%、それから前々年度分が三〇%という前提ですよ。私が言うのは、滞納総額は何かと聞いている。もう分けぬでもいいですから、総体としてのどのくらいの滞納になっているのか、それはわかるでしょう。

○政府委員(矢野浩一郎君) 申しわけございませんが、現在、滞納の基礎となる総額、今申し上げました数字の基礎になる総額につきましては手元に持っておりませんので、恐縮でございますが、ただいまお答えいたしかねる次第でございます。

○佐藤三吾君 それなら、その資料を後でいいですから出して下さい、それが一つ。

もう一つは、これはどういう内容なんですか。何で滞納がこんなに起こっているんですか。それぐらいわかるでしょう。

りまして税を納期内に納めるだけの資金繰りがつかなかった、そのほか、税を規定どおり納めなければならぬという状況に対応できなかったというところからかと思えます。そういった問題の中には経済、景気の問題等も当然含まれておると存じます。

○佐藤三吾君 余りよくわからぬけれども、それじゃ、またその理由、あれば細かく後で資料を出してください。

○政府委員(矢野浩一郎君) なお、よく精査いたしまして、資料を提出させていただきます。

○佐藤三吾君 ところで、昨年限りということで補助金の一律引き下げに伴う地方自治体への転嫁を行ったんですが、一年限りが今度は三年になっちゃった。これは予算委員会でも大臣からその問題についてはいろいろ聞いたんですが、そのほかの一つとしてたばこ消費税が登場してきた。これは手続的にも大変だと予算委員会でも問題になったんですけれども、私が気になるのは、きょうの提案でもこれまた一年限り、こういう提案になつていくわけですね。一年たつたら、来年の三月三十一日になつたらばこをまた下げるわけですか、どうなんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御提案申し上げておりますたばこ消費税の従量割の税率の引き上げにつきましては、昭和六十一年度の予算編成における地財対策の一環としての臨時異例の措置としてこのような形にしておるところでございます。

昭和六十二年以降どのようにするのかというところでございますが、六十二年以降のたばこ消費税の税率等のあり方については、税制の抜本改正に関する審議が行われておる時期でございますので、御審議の結果を踏まえて対応していかねければならない問題である。一年といたしましたのは、あくまでも抜本改正の妨げにならないようにということとでこのような措置といたしておるところでございます。

○佐藤三吾君 ところが、今度は国、地方分二つを地方にやる、こうなっていますわね、その財

源。そうすると来年の場合には、抜本改正の妨げにならないためにという今の表現なんだけれども、これは続けるわけでしょう。一年限りをさらに続けるという前提で抜本改正を妨げないという言い方なんですか。続けないの。最終の税調が一応結論を出した後にこれは突然飛び込んできたわけでしょう。恐らくそれは大蔵と自治との話の中でやつたんだと思うんですけども、一年限りということを出すけれども、しかし、さらに一年たつたらこれを下げるんじゃないかと、引き上げ分をもとに戻すんじゃないかと、抜本改正と絡んで引き続き継続するという前提に立っているんじゃないんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今回の改正案でお願い申し上げておりますものは、あくまでも一年限りということと改正をお願い申し上げておるところでございます。

その理由は、先ほど申し上げましたように、抜本改正の妨げにならないようにということとでございますが、私どもの方として、これをさらに引き続き継続するという前提でこのような形にしておるということではございません。それはあくまでも、抜本改正の中でたばこ消費税も含めた消費課税のあり方をどのようにするかという点での御審議の結果を踏まえて対応していくべきものと、このように考えておるところでございます。

○佐藤三吾君 私が聞きたいのは、抜本改正の妨げにならないという前提でという意味だよ。そこを聞きたいんだよ。

それから、もう一つ私が不思議に思うのは、もし仮に一年たつて戻すという前提に立つならば、あなたが一年限りと言ふからね、立つならば、今の国の分の千二百億か、地方に行きますね、一体この扱いはどういふところまで話を聞かせるのか、ここを聞きたいんですよ。そこら辺を聞かないと、あなたが何ば一年限りと言つたって、もう政府の一年限りというのは信用できぬじゃないですか。現実には補助金の場合に一年限りが三年にな

つていたりするわけだから。そこをきちんと聞きたいんですよ。

○政府委員(持永義民君) 国の方の千二百億の交付税に対する加算についてのお話でございますので、私の方からお答えを申し上げたいと思っております。

今、税務局長からお答えがありましたように、国、地方を通じてたばこ消費税の税率引き上げは一年限りということで措置をされているわけでございます。したがって、来年度以降どうなるかということにつきましては、まず、たばこ消費税の税率そのものがどうなるかということが固まっていなければいけませんので、今の段階で国の増収分をどうするかという扱いについてもお答えいたしかねるわけでございます。いずれにしても、そういった措置があるかないかは別として、来年度以降も三年間の補助率の引き下げは続くわけでございますから、必要な財源対策は当然とていかなければならないというふうに考えております。

○佐藤三吾君 これは大臣、そこら辺が今、審議官の答弁を聞いてもよくわからないんですが、何か含みがありそうだなさそうで、何か歌に出てくるような言葉だけれども、しかし、そういうあいまいなところをいわれる三年間も補助率の地方転嫁を検討委員会を通じて認めた。まあ、あなたが大臣になる前の話だけれども、これは私は重大な感じがするんですよ。そこら辺は、今度あなたが大臣の間にけじめをつけなければならぬ一つの問題だと思ふんだけど、どういふような考え方でおられるのか聞いておきたいと思ふんです。

○国務大臣(小沢一郎君) 私はこう理解しておるんです。たばこ消費税の今度上げた税率そのものについては、これは抜本改正の妨げにならないように一年限りと。だから、これを継続するかしないかということについて今の段階においては言えないであらうと思ふんです。

しかしながら、その抜本改正がどういふ改正になつて、地方財政対策上どういふ、あるいは地方

税源がどうなるか、それによって異なるとは思いますが、今日の状況が基本的に変わらない以上、これは地方の税負担率の問題等に絡んで、地方財源対策として自主財源を与えようということが出てきたものですから、たばこ消費税に六十二年度以降なるかどうかは別といたしまして、自主財源としてこれだけのものが措置されたものでありますから、前提の部分が全然、例えばいろんな税制改正の中で地方財政が非常によくなったとか、そういうことがあればそれはまた違いますが、そういうことではない限りは、たばこ消費税があるいはその他の措置が別といたしまして、そうした地方に対する自主財源の措置というものは六十二年度以降ももちろん当然加えられてしかるべきもの、私は理解いたしております。

○佐藤三善君　まあいいでしょう。そういう理解で頑張っていると思えますね。

話はちょっと変わりますが、ついでに、予算委員会の方があんなふうに吹っ飛ばしちゃったりして、私のせつかくの出番があれだったのですから、二、三この機会から大臣に聞いておきたいんです。

返子の市長に対するリコールが、不信任が成立しなかった。そのことは前回のいわゆる市長リコール、それから市議会のリコール成立、それと今回と三回にわたって市民が意思表示をしたわけですね。それに対して官房長官、総理などは直ちにコメントを出しまして、あくまで説得する、こういう態度を打ち出しました。私はよく新聞を見、テレビを見たんですけれども、地方自治体をつかさどる自治大臣のこれに対するコメントが出ていないんですね。もう三回も市民が嫌だ、こう言ったわけだから、だったら、地方自治の本旨に戻ってこれは処理すべきだという大臣声明を当然出すべきだと私は思う。それが自治大臣のゆえんだと思う。いかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君)　返子の問題につきましても、先生御指摘のように、返子の市民が自由な意思に基づいてお互いの意思表示をあらわすような形で行った、そのことは住民の意思のあらわれであることは間違いないことであります。ただ、予算委員会のお話があったわけでありまして、国としては国有地の上に国の施策上どうしても必要であるという観点からこれを進めておるわけでありまして、制度的・法的には地方の住民の許可とか自治体の許可を得る必要のないものであります。ただ私は、それでも、国の施策もやはりみんなの理解を得ることによって政策目的を達する、そういう考え方を述べてきたわけでありまして、今回その住民としての意思がリコールという問題であられたということでございますが、自治大臣として直接この問題についてどうすべきだとかこうすべきだとかという立場ではないのではないかと私は思います。

ただ、いずれにいたしましても、国としての基本的な考え方、それと住民の皆さんの考え方の中にまだそういつたところ、対立があることも事実であらうと思えます。したがって、そういう意味におきましては、国として住民の皆さんの理解を何とかして得るようになりたいということは当然のことではないかと思えます。私はお互い本心に真剣に話し合えばお互いの理解点を見出せるんじゃないかという気持ちを持っております。したがって、今後住民の皆さんの理解を得ながら円満にいくということも私としても望んでおるものであります。

○佐藤三善君　あなた、予算委員会の私の質問の中で、いわゆる地方自治法の一部改正に伴う地方六団体の意見を削除したことは残念である、遺憾である、こういう表現をなさった。ところが、それに対して後藤田官房長官は、地方六団体といっても地方自治体全体三千三百の意見でもない、むしろそれを吸収しておるのは自治省だ、その自治省が地方の意見を代表して言ってくれるから、そこら辺はちょうど調和がとれるんじゃないか、こういう発言をしましたね。いわゆる自治省の地方自治についてのきちとした態度、それを前提にしてあの地方六団体の意見を落としたんだと、こ

う言っているわけですよ。

返子の場合には、地方住民がもう三回も示したわけですよ。であつたなら、これは大臣としてきちっと態度を表明して、あなたは総理大臣じゃないんだから、防衛庁に対してはきちっとすべきじゃないですか。そのことは、ある意味では地方自治そのものを問われていると思うんですよ。返子の場合のこの処理は、そういう意味で、あなたが毅然として態度を示すときに来た、私はそう思うんですよ。いかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君)　自治大臣といたしましては、地方の、地域のいろいろな状況を把握して、それを政府の中にあって国政に反映させるべく努力するのが仕事でございます。したがって、私もその趣旨に立つてこういうものもろの問題につきましても主張していかねばならない、そう思っております。

ただ、返子の問題につきましては、具体的な個々の事情につきましては全部を把握しておるわけではありせんけれども、いろいろな行き違ひな点あるいは意思の疎通に欠けたところなりそういう点はあったのではないかと感じを持っております。

もちろん、防衛庁ともいろいろそういう中での話はしていかなければならない、そのように考えておりますが、国の基本的な施策の中にあるわけでございますので、その意味におきまして、私が例えばこれはやめるべきだとか、もうストップしろとかというように申し上げる立場ではないのではないかと、そのように考えております。しかし、いずれにしろ住民の皆さんの気持ち、そしてまたそういうニーズに対応できるようにこの問題も含めて主張すべきは主張してまいりたいと思っております。

○佐藤三善君　防衛庁は、予算委員会でも取り上げられたように、まさに公選法違反まがいを含めて、地位利用を含めてやっておるわけでしょう。にもかかわらず、住民は再度意思表示したわけですよ。そういう経緯を見ると、私は自治省の役割、設置目的、そして地方自治の本旨、この面から見ても自治大臣としてどうすべきかを問われておる時期にあると思えます。ですから、言うべきことは言うというお話ですけれども、あなたは国務大臣を一つ持っておるわけだから、同時に自治大臣でもあるわけだから、ここはやはり閣内できちんと主張していかないと、こんなごり押しがまかり通るようなことになったら地方自治もへちまもあつたものじゃないですよ。そういう意味で、この点は強く私は自治大臣に申し入れたいけれども、決然とした態度をとってもらうことを要請しておきます。

それからもう一つの問題ですが、きのう通産省で課長、係長の逮捕が出ました燃工連、この問題は恐らく私は局長レベルから政界にいくと思えます。同時に、局長レベルから政界にいくと思えますが、波及せざるを得ないまじにぐるみでやっているんです。ぐるみで、政、官、組合。そういう意味でこれは非常に問題をやらんでおるんですけれども、これに都道府県が加わっておるわけですよ、二十九地区の都道府県。そして、この融資の中には一％から一五％は都道府県が出しておるわけだ。そうしてそれが詐欺事件になっておるわけですよ。自治省としては直ちにこの問題についての調査に入っていると思うんですけれども、燃工連の問題についてどういような実態にあるのか。これは大臣総括していいでしょう。いかがですか。官房長でもないですが、どうですか。

○政府委員(小笠原忠也君)　燃系工連の関連につきまして、政治資金規正法との関連で従来お尋ねがあつたことはございますけれども、燃系工連に対して都道府県がいろいろ融資なりの原資を出しておるということがあろうかと思えますけれども、そういう事実あるいはそれに関連して法的にどういようなことになるのかということについては、政治資金規正法という観点あるいは公職選挙法という観点からは全然別でございますので、私も調査をいたしております。

第二部 地方行政委員会会議録第四号 昭和六十一年三月二十七日 【参議院】

つておるんだ。

一〇〇%の融資の中で一%から一五%は都道府県が出しておるんですよ、高度化資金というのを。そして機械を破砕するんですよ。今詐欺事件でやられておるのはそれなんです。言いかえれば、破砕して壊してそれを理由にして買ひ上げてもらつておるわけだけれども、その破砕の立会人は都道府県の職員だよ。これらがぐるにならなければあの詐欺事件は発展しないんですよ。そういう性格のものなんです。これについて大臣としてどういう理解をして対応しておるのか。それを聞きたいんですよ。

○国務大臣(小沢一郎君) この問題につきましては、本来、いわゆる中小企業者の不況に對しまして、国としてまた高度化資金については県も負担しまして何とか救済しなければならぬという崇高な目的を持ってなされたものでございますけれども、それがこのような形で事件にまでなつたということは非常に残念でございます。高度化資金関係は、直接役所の関係を言うわけじゃありませんが、通産省、県商工関係の中で処理されておるものでございます。とにかく御指摘のような形であつたという事は大変遺憾なことでございます。この点の事情につきましてはまだ把握いたしておらないわけでございますけれども、十分また調査をいたしてみたいと思つております。

○佐藤三吾君 これは、三人とも証言の中で言つておるのは、県の職員も立ち会つてそして破砕して、破砕の責任者は県の職員だといふんですね。これに中小企業事業団も立ち会つていますよ。ところが、彼らは、なぜおれたちだけが絞められなきゃならぬのか、こう言つておるわけですよ。これは、破砕をするのに機械を全面的に再起できないぐらひぶち壊せばいいんだけれども、それはまあ人間でいうと心臓を刺すことだけれども、そうじゃなくて、それは刺さぬで置いて片足ぐらひ取つちやうわけですよ。そうしてそれが済んだらまた片足をつないでやるわけですよ。これが詐欺なんですよ。これに立ち会つておるのが県の職員なんですよ。

す。

そこら辺、何かこれは通産省の事件ぐらひに思つてなにしておつたらいかぬと思う。ぜひひとつ直ちに調査してみて、どういう実態にあるのか、そこら辺はできれば早急に御報告願いたいと思ひます。それが一つ。

それからもう一つ、この問題で大臣はおかしなことを予算委員会で言いましたね。衆議院の予算委員会でしたか、川崎寛治さんの質問に對して、燃工連から政治家に献金が行つた場合でも、いわゆる政治資金規正法、公職選挙法には違反になりませんと。その理由は何かですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 政治資金規正法第二十二條であつたと思ひますけれども、この条文につきましては先生御承知のとおり、補助金等という表現で、「国から」と、そのようになつておるわけでございます。

○佐藤三吾君 それは二十二條の三の一項のことだよ。二項はどうしたかと言ふんです。

○国務大臣(小沢一郎君) 私の申し上げたかったのは、国から直接という表現になつております。したがひまして、これは罰則を伴うものでございまして、この法の条文の形態からいって拡大解釈して適用すべきものではない。したがつてこれは厳格に解釈して行つべきものである。そういう趣旨で解釈いたしますとこの第二十二條には該当するものではないといふことを申し上げまして、関連して申し上げたかどうかはわかりませんが、そのことについてどうすべきではないか、そういう立法論、う少しこうすべきではないか、そういう立法論、立法政策上の問題としては議論はいろいろあるであらうと思ひますが、現行法の解釈としてはそれに当たらない、こう申し上げたわけでありまして。

○佐藤三吾君 二項はどういうふうに解釈していただきますか。

○政府委員(小笠原也君) ただいまお尋ねの二項とおっしゃいますのは、正確に申し上げますと政治資金規正法第二十二條の三の第二項のことだろふと思ひます。

この規定は、「国から資本金」、「その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けるに在る会社その他の法人は、政治活動に關する寄附をしてはならない。」という文言になつておるわけでございます。ただいま大臣から御説明しましたように、国から出資あるいは拠出を受けておる、こういうことになつておりますので、その国というのはいまに國でございまして、國以外の事業団は含まれておらない、こういう解釈を申し上げたわけでございます。

○佐藤三吾君 その二項の中に、例示として中小企業事業団が入つておるんですよ。

○政府委員(小笠原也君) 例示として中小企業事業団は法文上は入つておるんですよ。

○佐藤三吾君 あなたはすぐさういふふうに言うんだが、法文じゃなくて、解釈例規の中に入つておるんですよ。いかがですか、例えばということである。

○政府委員(小笠原也君) 中小企業事業団は、國から出資金を受けた会社その他の法人に當たることは確かでございます。

○佐藤三吾君 その中小企業事業団から融資が出ておるんですよ。この融資の中身は知つていますか、どういふ実態か。

○国務大臣(小沢一郎君) 詳しくはわかりませんが、十六年間無利子で貸し付けるといふものであつたと思ひます。

○佐藤三吾君 そういふふうに表示通りで解釈せぬでください。

中身を言いますと、融資額の三八・一%で企業から買ひ上げるわけですよ。そして約六〇%、この資金は燃工連という組合で積み立てるわけですよ。高利運用をやつて十六年間で三八・一%やつた分を一緒に返すわけだ。だから、これは融資という名前ですけれども中身は補助金ですよ。完全な補助金です。それから取り上げないんだから、法人からは返してもしらねえんだ。業者からは返してもしらねえんですよ。無利子の期間中に六〇

%の積立金の高利運用でこの分を一緒に返す、こういう仕組みになつておる。ですから全く補助金ですよ。政府出資金の對象である中小企業事業団、この補助金がどうして規正法の違反にならないんですか。まさにこれは補助金ですよ。

○政府委員(小笠原也君) ただいま御指摘のありましたように、中小企業事業団から關連の燃工連あるいは業者の方に資金が出ておるその実態については私もお答えする立場にないわけでございますけれども、いづれにいたしましても、國から出ておりますのは中小企業事業団でございまして、したがつて、中小企業事業団は国会議員等について政治活動に關する寄附をすることはできない、これがたまたまの政治資金規正法第二十二條の三の第二項の規定の趣旨になるわけでございます。さらにその中小企業事業団から民間の団体に流れるものについては規制が及んでおらない、こういうことでございます。

○佐藤三吾君 実に、私はさういふ意味では、この問題を調べてみると、公職選挙法、政治資金規正法、それから補助金適正化法、これらを名前だけくぐり抜けてつくれた制度だと思ふ、率直に言つて。会計検査院の意見を聞いてみても、もうこれは実態は國の補助金ですよ。さうでしょう。三八・一%はやつたまま、名前は融資だけれども、やつたまま、それを返してくれといふことにならないんだ。こつちの高利運用で返します、こういう式なんです。やりつ放しですよ。

さういふやり方が今度の燃工連事件を生んでおるわけだ。これを今あなたたちが条文解釈でいつて、中小企業事業団からの政治献金ならこれは違法です、そこから出た金については融資じゃないといふそんな論理を厚くましく言つたのはあんただけですよ。後藤田さんもそこまで言ひ切れなかつた、あのときの答弁は、これは調べれば調べるほど問題がある、したがつて、こゝろ辺研究したいという答弁でしょう。何で担当の自治大臣があんな、しかもあなたは衆議院の答弁の中では一項だけ例にとつて、國または地方公共団体直接なん

てこういう表現でやっておりますけれども、これは二項の中にある中小企業団が絡まった問題なんだから、その意味では僕は政治資金規正法の趣旨から言ってみても、金の中身から言ってみても自治省的に判断をすべき性格のものじゃないかと思うんです。そこら辺はきちっとしてもらわないと、私今度はますます不信が募ってくると思う。いかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 私が申し上げましたのは、二十二条の三の二項、二項にいたしましては、現行法の解釈としてどうか、こういう御質問を受けたわけでありまして。したがって、例えは二項につきましても、中小企業事業団を国としてそれに準ずるものとみなして同じじゃないかと、それは御意見として、議論としてももちろんわかります。したがって、そういうような立法政策上、立法論の問題としては、今後国会においてまたいろいろとこういう事例を念頭に置きながら研究しなければならぬ。それはそのとおりであらうと思います。

ただ、この現行の法律をそのまま、国と明らかに書いてあるものを国に準ずるものまで含めて解釈するとか、あるいは今、先生の御指摘の然索工連には補助金と同じではないかと。実態としてはそういうことも言えるかもしれない。しかし、それをこの現行法の解釈の中でそこまで拡大して解釈するのはこれは無理ではないか。やはり立法論の問題として今後十分お互いに検討していく問題である、そのように私の真意としては申し上げたわけでありまして。

○佐藤三吾君 わかりました。

いずれにしてもあなたは政治資金規正法担当の大臣だ。もうこれは三木さんが約束した、そして五年がたつておるわけで、早く見直しをしなきゃならぬ、特に企業献金については、こういうことも迫られておるわけですね。そこら辺を含めて、私はぜひ早急に検討して改正案を出してもらいたいと思う。いかがですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 政治資金規正法の問題につきましましては、これはもう個人を問わず、政党を問わず、政治活動の基盤になるものでございまして。これは第一義的には国会の中において各党各議員の皆さんの中で議論して結論を出していただくのが一番だと思います。しかし、私どもも御指摘のように政治資金規正法の附則の八条の点も十分心得ております。したがって、いろいろそこには個人献金云々の意味のお話もございまして。そういう点につきましましては、実態の政治資金の状況等も踏まえまして、十分勉強して検討していかねければならないと思っております。

○佐藤三吾君 答弁は要りませんが、三木さんはあの規正法の改正案は独自に内閣の責任でつくって出したわけですね。それは何かというと、ロッキード事件という背景があつて世論も厳しかった。今度はやはり燃工連が出てきた。そうして、今度マルコスがまた出てきた。全部そこです。これは予算委員会では使途不明金の問題でやりませんが、そこです。

だから、三谷なんかこう言っておるんです。使途不明金で税金はもう払ったというわけだ。だから、きれいな金を献金しておるから、何も隠すことはないから燃工連と書いてやる。どのくらいの額をやるのかと言ったら、自民党さんの場合には百万以下はない、それはそれぞれの功績を見てやるよと、こう言っておるわけですね。だから、そういう意味では、あなたが各党と相談して、そういう結構でしょう。しかし、次々に起こってくる原因がそこにある。企業の政治献金、使途不明金、そこにある。そういうような状態から見ると、あなたは若いんだし、せっかく張り切っておるわけだから、この際体を張ってでもやるというような決意を持って提起してほしいと思います。これはまた予算委員会の中でやりまされども、きょうはこの程度でやめます。

○委員長(増岡康治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時二十一分開会

○委員長(増岡康治君) 地方行政委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、三治重信君が委員を辞任され、その補欠として山田勇君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中野明君 最初に、午前中にも問題になっておりましたが、たばこ消費税の問題なんです。大蔵大臣も本会議あるいは予算委員会でも手続上の問題ではいろいろおっしゃっておるわけですが、急にこれが提出されたわけなんです。それがいつ決めたのかということから始めないと議論にならぬと思うのですが、それがいつこのたばこ消費税の値上げを決めたのかということをお答えいただきたいんです。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今回お願い申し上げておりますたばこ消費税の一年を限っての従量割の税率の引き上げでございますが、これは昭和六十一年度の予算編成に際しまして、特に国庫補助負担率の引き下げに關連する地方財政対策の一環として急遽浮上したものでございます。税制改正を最終的にまとめたいたしましては、予算編成関係、特にこの国庫補助負担率の引き下げをめぐる地方財政対策の関係がまだ決着を見ていなかったわけでございます。その後、十二月十七日に税制調査会の御答申をいただきました。その後急遽この問題が浮上したのでございますが、十二月二十日の時点で、地財対策の結論をつけるに当たって何らかの地方財政への措置を講ずべきでないかということから、急遽政府内部におきましてそのような

方針が立てられたところでございます。

したがって、これはいわば地方財政対策をどのようにやるか、しかも予算をどう組むかというその問題の議論の過程において出てきたことでございまして、いわば関係者がそのための一つの方策としてこのようなことを考えてみてはどうかということが出てきたわけでございます。そういう意味では、だれがこれを発案し、だれがどういう形でこれを決めたかというふうなものではなかったかと存じます。

○中野明君 だれも決めないのに勝手に決まるわけじゃないで、もう一度わかるように教えてくださいます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 政府内部における関係者並びに、もちろん予算、地財対策のことでございますから、与党の政策関係の関係者等いろいろと相談いたしました。このような案が浮上してきたものと考えております。

○中野明君 いろいろ小耳に挟むのですけれども、この知恵を出したのは自治省じゃないかというのですかね。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほどからお答えを申し上げておりますとおり、そういう考えた方が、おのずからと申しますと少し言い過ぎかと思ひますけれども、何らかの方策を講ずべきではないかということを検討しておる間に急遽浮上したというふうなものではなかったと存じます。

○中野明君 いわゆる地方財政の穴埋めをする財源としてたばこに目をつけられたというのは、税制調査会の答申が出たばかりでございまして、当然これは手続上の問題として大問題になってくるので、このたばこというところに目をつけられたというのは私どももわからぬのですが、このたばこ消費税をやるのはいいという発案はどこがしたんですか。

○説明員(日高壮平君) 先ほど税務局長が御答弁されましたように、私どもが承知している範囲でお答え申し上げますと、十二月二十日の政府・与

党の協議の場におきまして補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策を協議したということになるわけでございしますが、その場においてたばこ消費税の引き上げが決定されたというふうに承知いたしております。

なお、たばこ消費税をなぜ選んだかということでございますけれども、その補助金等の整理合理化に伴います地方財政対策を御議論されている際に、いわば地方の自主財源を拡充していかなければいけないだろうと。御承知のように、補助金等の整理合理化に伴います地方の財源が不足する、その財源の一部について自主財源をふやすということになります場合にどういう手段を講ずればいいのかという御議論がありましたときに、かつて専売納付金時代から国と地方の財源配分として納付金が活用されていた経緯もございまして、それから現在たばこ消費税につきましては国と地方の両方の税で、大体税収で半々に分かれていて、地方の自主財源を拡充するためにはそのたばこ消費税を引き上げるのが望ましいのではないかと、そういう御議論であったように聞いております。

○中野明君 そうすると、大蔵省としては、これは一年限りの措置になっているのですが、一年たったら、じゃあたばこをもう一遍元へ戻す、そういうふうなお考えはあるんですか。

○説明員(日高壮平君) 先生御承知のとおり、税の方から見ますと、現在税制調査会におきまして抜本的な税制改革の検討作業に入っているところでございます。その検討の内容につきましては、抜本改革ということでございまして、所得税、法人税にとどまらず現在ある間接税についてもいづれ御議論されるであろう、そういう状況でございしましたものですから、今回のたばこ消費税の引き上げを決めるという場合におきましても、その税制調査会における御審議を制約することのないように一年という形で御提案した次第でございまして、したがって、一年たった来年どうするかという点につきましては、ただいま申し上げましたとおり、税制調査会における御議論がこれから

行われるということでございしますので、その結論をまわって対処したいというふうに考えております。

○中野明君 税制調査会の議論の妨げにならないようにということになりますと、税制調査会の結論が出た後から、無視してと言えは言い過ぎかもしれませんが、大それたことを考えたものだなという気がしてなりません。これはそういうふうなお答えしか返ってこないだろうと思っておりますが、自治大臣、こういうことは余り好ましいことじゃないと私は思っておりますが、どうお考えですか。

○国務大臣(小沢一郎君) たばこ消費税につきましては、その経過からいいますと、税調が終わりましてから、いわゆる予算編成の作業の中で出てきて、後から税調で御了解いただくというふうなプロセスにおきまして、またいわゆる大衆の吸うたばこに対する課税であることについては間違いないことでございしますので、こういう問題につきましてはきちんとした議論の中から本来出てくるのが筋道であると思っております。予算編成に際しまして、国庫補助負担率云々のいろいろなことば詰まった議論の中で、自主財源を与えようというところで一時地方財源対策としてなされたものでございまして、その点についてはやむを得なかった面もあると思いますが、本来的にはきちんとした税の体系の中で議論してなされるべきものであらうと思っております。

○中野明君 いずれ後ほど補助金の問題で、法案が出てきたら議論しなければいけません。が、昨年の予算のときも、古屋前自治大臣が、いわゆる補助金の一律カットということについて、地方制度調査会でもそのことを心配して、そういうことの絶対ないようという答申を受けて、総理もそれから前自治大臣も趣旨を尊重してというふうなことをおっしゃった。結論として、予算編成ができないということで財政上の都合で一律カット、そのときも古屋前自治大臣は言っておりました、順序が逆になりました、まことに不本意ながら、予算が組めないと言われるからもうしようがない

く受けました。最近の予算編成のあり方といえますか態度というのは、今の御答弁を聞いておいても、結局、予算編成がもうどうもならぬからということで随分と変わった予算編成の仕方になってきているわけです。

こういうことがいつまでも続くものだろうか。私たちは心配しているわけで、特に昨年は、前自治大臣の古屋さんに何遍もこの席あるいは補助金特別委員会でも申し上げたんです。来年は絶対そんなことはしないでしょね、できればあなたが留任して頑張ってほしいというところまで私たちが申し上げておいたところが、予算編成をしたらもうそれで終わり、そして小沢自治大臣にかわられた、こういうことなんでしょう。今回の補助金の三年また延長というように、結論を出すと言いたのがまた暫定になってしまったんです。

そのことについて、事務引き継ぎの中で、古屋前自治大臣から小沢自治大臣はどういう引き継ぎを受けられたのか、もし引き継ぎを受けておられるのであれば、そのことを教えていただきたいんです。古屋さんが自治大臣だったら、私はどうしても言わなきゃならぬことがあったんですが、かわられてしまったものですから。しかし、これは自治大臣としては一番大事な引き継ぎ事項の一つになっているんじゃないだろうかと思うもので、すなわち、その辺の事情はどういう引き継ぎをお受けになったのか、差し支えない範囲で教えていただきたいと思っております。

○国務大臣(小沢一郎君) この点につきましては、古屋前大臣も大変御努力されてきたわけでございしますが、私に對しまして、この補助負担率の問題は自治省で従来とも主張してきたことで、すなわち、国と地方の事務事業その他のあり方、あるいは権限のあり方、こういった問題点の見直し先でありまして、その結果に応じて財源の配分も受けなければならぬものである、その点を十分認識して今後ともこういった問題に取り組んでほしいというお話をいただいております。もちろん、予算編成の過程における話は、現実の問題

として先生も御案内のとおりのようなことで今日御審議をいただいておりますわけでありまして、その点についての基本を今後でもできる限り政府内部で主張し、守っていかねばならない、そう思っております。

○中野明君 古屋自治大臣が留任しておられたらまたいろいろ議論の仕方もあったんですが、とにかくこういう問題をきちんと解決しないと、一律カットをされただけでは、まず地方に財政負担がそれだけふえるということですね。手当てをしたといつても、これは地方債でかなりの部分補っているわけですから、負担がふえることは間違いない。

その上に、これもいづれはつきりしてもらわなきゃならぬのですが、地方公共団体で一番困り、重荷に感じているのは、補助金を受けるに当たっての手続の書面をつくった、補助金の事務手続の煩雑さですね。それに非常に頭を痛めているようなんです。補助率は下がった、手続の方法は何ら変わらないということになると、その面での負担が上へかぶってくるものなんです。地方には二重の負担になる、こういうことです。どうか自治省としても、多種多様なわたる補助金を受けているのが地方公共団体ですから、ぜひこの補助金の手続を簡素化すること、これが行政改革の一つの大きな柱でしようけれども、どれぐらい簡素化されたのかということですね。現在、今までやってあった手続よりもどれぐらい簡素化されたかということ、具体的には追跡調査をして、そして、しかるべき省庁にもっと努力してほしいということを自治省の立場からも要請される必要があるんじゃないかと思っております。

先日私も、予算委員会でも申し上げましたように、わずかな補助金も大きな補助金も手続に要する経費というのか、事務手続は同じですから、そういうことで非常に地方は余計な経費を背負わされていくということも言えるわけです。どうかひとつその辺、きょう言っていることになりませんので、前もって申し上げておきますが、自治

省としてある程度実態調査をなさって、そして補助率カットが始まってから手続がどれだけ簡素化されて、地方としてもある程度はつとめる面が出てきたかということがなければ、これは本当に一方的な押しつけにすぎなくなつてまいりますので、その辺をぜひ調査をしておいていただきたい、このように私考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(小沢一郎君) 先生のたゞいまの御指摘そのとおりであらうと思います。もう補助金の額よりも書式やその他の手続にかかる額の方が多いというような実例さえもあるように聞いておるわけでございます。その点につきましては十分調査いたしまして御報告いたしたいと思います。

○中野明君 当然総務庁の仕事だろうと思ひます。思ひますけれども、自治省としてもやはり調査をしてつかんで、それがひとつも変わっていないところは自治省の立場で要請をしていかれないと、黙つておつたら大変煩雑な手続があるようです。また具体的に申し上げたいと思ひますけれども、きょうは補助金の問題ではありませんでこの程度にしておきますが、ぜひそれはやつておいていただきたいと思ひます。

次の問題ですが、地方税の収入見込みについてお尋ねしたいんですが、六十年度地方税の収入見込みはどのように見ておられますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昭和六十年度の地方税の収入見込みでございますが、まだ現段階で最終的に正確な見通しを立てることは困難でございますけれども、道府県税につきましては毎月徴収の結果を報告してもらつておりますので、これによつて考へてみますと、道府県税については現在六十年度の地方財政計画に計上された税収を確保するために、昨年度五十九年度の決算見込み額に對しまして七・五%の伸びが必要でございます。すなわち、七・五%の伸びがあれば地方財政計画上に計上された税収見込み額が確保できるといふことになるわけでありまして、これに對して一番最新の時点、すなわち一月末での徴収実

績を見ますと、前年の同月比の調定額の累計の伸びは全体としてはちょうどこれと同じ七・五%になつております。

ただ、内容的に申しますと、その一月末の実績で見てもいりますと、法人関係税が地方財政計画で見込んだ伸び率に達していません。地方財政計画上の伸びが一・三%必要であるのに対し一・〇%でございます。したがつて、この法人事業税につきましてはこの見込みの達成はやはり困難かと思つておりますが、それ以外の税目、例えば自動車税あるいは軽油引取税等におきましてはむしろ見込みを上回る伸びとなつておまして、したがひまして、道府県税トータルといたしましては先ほど申し上げましたように六十年度計画對五十九年度決算の伸び率は一月末時点と同じようになつておるわけでございます。

市町村税につきましては、速報をとつておりませんけれども、各種のデータにより見た場合には計画計上額を若干上回る伸びが確保できようかと、このように考へております。

以上の点から見ますと、現段階では昭和六十年度の地方税収全体としては地方財政計画に計上した額を確保できるという趨勢にございまして、なお今後の動向をよく見極めていく必要があろうかと存じます。

○中野明君 円高が急にここできつてしまつたので、恐らく法人事業税もまだ落ち込むんではないか。当然これは六十一年度でもずっと延長して影響が出てくる、このように私も思つておるわけですが、このわずか半年の間に三・八%ぐらい円高になつておるわけですから、企業としてはこれは大変な痛手を受けて、恐らく法人事業税、それからいわゆる国税の方にも多大の影響が出てきて、最近の予算委員会ではどうも六十一年度の当初予算は歳入欠陥が出るのじゃないかというふうなニュアンスの答えがたびたび出てくるような状況にもなつておる。

これは、もしそういうことが現実の問題となつたら地方財政計画にも多大な影響が出てくるわけ

なんです。昨年の分は今の御答弁では何とかというふうな答えですけれども、これも心配です。し、ここの地財計画というものが根柢から崩れてくるのじゃないかという心配を私は持つてゐるんですが、その辺の状況についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 円高の趨勢に關連をいたしまして昭和六十一年度税収の見込みに關してのお尋ねでございますが、現在地方財政計画に計上しております地方税収の見込みを立てました時期におきましては、その時点における最も信頼の置けるデータに基づいて各税目ごとに見積もりを行つたところでございまして、政府の経済見通しが予定されましたように推移をするならば、この地方財政計画計上額は私どもとしては確保できるといふぐあいに考へておるわけでございまして、確かに経済の情勢が非常に大きく動いてきておるわけでございまして。

円高による我が国経済の影響はもとより関連産業を中心としたマイナスの影響、これが一番懸念されておるわけでございまして、また一方プラスの要素、円高による逆に内需の増大というふうな面もあるかと思ひます。必ずしもマイナス面ばかりではないかと思ひますけれども、しかし円高が続いてまいります場合には我々として懸念しなければならぬのは、御指摘のようにむしろそのマイナスの影響をどう考へるかということでございます。現時点におけるお答えといたしましては、地方税収の見込み額、計画計上した額を確保できると考へておりますけれども、なお流動的な経済動向の中にあつて今後の状況は御指摘のように十分細心の注意を持って見守つていく必要があろう、このように考へております。

○中野明君 一応全体で見て、マクロから見たときには円高だからデメリットもあるかわりにメリットもあるというお答えなんですけれども、実際に中身を種々これはどうかと検討していきますと、いわゆる円高によるデメリットですね、デフレの方はもう現実にはつきり出ておりますし、メ

リットの方は政府答弁でもこの秋から暮れごろじやないか、こうおっしゃつてゐるわけですね。事実原油なんかでも今ごろ日本に入つてきてゐるのはまだ二百二十六円ぐらい、それも長期契約になつてゐると、二カ月や三カ月ではとても今の安い油は入つてこないというふうなことで、電気料金の引き下げにも非常に苦慮されて、見通しを立てなければならぬし、そうかといつて今入つてきてゐるのはまだ上がらない前、二百二十六円ぐらいですか、それぐらいで入つてきてゐるといふようなことですか、そういうことを計算しますとここのいわゆる税収見込みというものの大半はデメリットの方が影響が強いんじゃないか、メリットの方は来年ぐらいになつてこぬかというふうな心配すら私どもはしてゐるわけです。

ですから、これは自治省の仕事じゃないんでしようけれども、その点について対策を講じておかないと、円高だからといって目に見えて何が安くならつたかといつたらまだほとんど感じられないんですね。まあ極端なことを言う人は、ガソリンスタンドにガソリンを入れたら行きますと、沖繩なんかではもうガソリンが乱売競争になつてリッター八十八円、めっちゃくちゃなことを言つてゐるわけですね。先日私も行きましたけれども、そのとき九十円と言つてゐましたが、こつちには歸つてきたら、もう明るる日のテレビを見たら八十八円。めちゃくちゃなことになつてゐるんです。

ガソリンスタンドの人が、おれたちはもうこんなに影響を受けて、もうけも少のうなつて赤字になるぐらいに苦しんでゐるのに、そのガソリンを使つて走つてゐるいわゆるバスとかあるいはタクシーとか、そういうのは円安になつたときにははるばる値上げをして、ガソリン、油が上がつたから値上げをした。ところが、油が下がつても値下げをしやうという考えは空想もないと。まあそれはいろいろ利害がありますから一概には言えないでしようけれども、そういう不満で、私どももガソリンを入れたら行ったらブルー言つてゐました。ガソリンが上がつたといつたらさう料金上げてお

いて、一つも下げへんやないかという声が現実ありますね。

これはどういうふうになってくるか、これは当委員会の問題ではありまじいけれども、そういうことですから、今私が申し上げているように、よほどの準備といふべきか心の準備と手を打っていかないと、地方財政も大きな狂いが出て、一番苦しんで困るのは地方公共団体ということになってまいります。だから、経済成長も四％と、政府はいまだに予算が通らぬからそんなこと言っているんだらうと思ひますけれども、既に今の円高が緩ければ恐らく経済成長は二％を割る、一・八ぐらいだらうというふうな新聞報道もたびたび出てくるような状況ですから、こうなると大変だとな今から心配し申し上げているわけです。その点を自治省の税務当局としてもぜひ真剣に考えてもらいたいし、ぜひ大臣も注意をして見守ってもらいたいな、このように思ひます。

それでは、次の問題に移りたいと思ひます。けさほど来、いわゆる税調で税の抜本改正ということを言われているわけです。抜本改正の答申ということになってまいりますと、国税という問題だけではなしに、地方税における現在のひずみやあるいはゆがみについても当然言及されてくると私は期待をしているわけなんです、そのためにこの法律案では大幅の減税、税率の変更、不公平税制の改正、このような検討課題はすべて税調の答申後ということに先送りをしておられるという特徴をこの法案は持っている、このように申し上げて差し支えないだらうと思ひます。

そこで、自治省にもちよつと聞いておきたいんですが、住民税の課税のあり方、これは当然税調から答申が出てくると思うんですが、先日の税調の中間報告を見ますと、アメリカがやっているように税率の刻みを減らしてフラットな税制構造が考えられる、こうなっているわけですが、住民税において税調が中間報告をしているような方向について、自治省としてはどういうお考えを持っておられるかお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 住民税の課税のあり方に関する問題点、特にその中でいわゆる税率の累進構造の点をとりあてての御質問でございますが、もとより住民税のみならず、所得税とあわせていわゆる個人所得課税における累進構造のあり方という観点からの検討が目下行われておるところでございます。

先般、新聞等によつて報道されておりますが、現在の税制調査会の審議のやり方としては、専門小委員会を設け、この専門小委員会において一つの検討の結果を三つに分かれております特別部会に提出をいたしまして御議論をいただく、こういう方式をとっておりますが、委員御指摘の点は、先般の累進構造に關しては専門調査委員会の考え方、これを指していらつしやうと思ひます。この点につきましては特別部会におきましてもいろいろ議論がございまして、特に所得税、住民税の累進構造の見直しに当たつての考え方といひまして、負担の軽減、合理化という観点から税率適用所得区分の幅の拡大、あるいは税率の刻みの数値の簡素化など、全体として累進度を緩和してはどうか、こういう御意見がございまして、

現在所得税において十五段階、住民税におきましては市町村民税で十三段階という諸外国の例に比べますとかなり数の多い刻みになっておるわけでございますが、その刻みを少なくすること、それから例えばイギリスあたりに見られるような大多数の納税者の集まる所得階層に適用される最高税率、これを余り小刻みにしないでずっとフラットにしていくというふうな考え方、意見も出されておるところでございまして、専門小委員会でもそういうふうな考え方をとつてどうかというふうな御意見が出ております。これにつきましては、まだ最終的に税制調査会としてこのようにするかどうか決まっておりますわけではございません。まだ議論の段階でございまして、そういう御議論の段階を踏まえて私どもとしては検討する必要があらうと思ひます。

また、抜本税制改正の見直しということでは、そのことがシャウヴ以来の今日までの社会経済の情勢の変化から見て当然議論になるものというところで私も受けとめておるところでございます。

○中野明君 ただ心配しますのは、そういうフラットな税率を採用すれば低所得者の税負担がふえるというところを非常に心配する向きが多いんですが、自治省としては当然このような配慮も考えておられると思ひますが、お答えできる範囲で私の今の意見についてお答えいただきたい。

○政府委員(矢野浩一郎君) まあ、税率の累進構造の緩和を行います場合に、所得税なりあるいは住民税全体として現在の国家財政なり地方財政の現状から見てどういふいわば定量的な問題を考えるべきでないかというところは必然的に伴ってくるわけでございますが、いづれにいたしまして、緩和の方向に向かうということになりますと、その中心となる税率と申しますか、最も幅の広い所得階層に焦点を当てた税率をどういふ水準に置かうかということ、これはやはり大きな問題にならうかと思ひます。税率を一定量といたしますと、御指摘のように、中心となる税率の構造が現在の構造に比べましてフラットになるわけでございますから、上がる場合下がる場合いろいろ出てきようかと思ひます。

問題は、その場合にいわゆる低所得者のレベルをどうするかということについて課税最低限の問題等とあわせて考えていくべき問題であらう。税制調査会におきましても、税率構造の問題というものは単にそれのみならず課税最低限、各種控除の問題あるいはいわゆる二分二乗等の考え方を含めた課税単位の問題、こういうものとおあわせて議論する必要があるであらう、また財政的な面からのもう考えるかというふうな点の検討ももちろん必要であらうと思つております。大変難しい問題でございまして、私どもとしては、当然税制調査会の御議論におきましてもその辺に十分細心の注意を払つた御議論がなされるものと考えておりますし、私どもも常にそこは問題点として意識をしておるところでございます。

○中野明君 そこで、課税最低限の話も今答弁の中で出てきているんですが、住民税と所得税の課税最低限はたびたび問題になっているんですけれども、一致していないんですね。どうしてこのような差が出てきているのかと、地方行政委員会におとしでしたか私も所属をさせてもらつて、素朴な疑問をいまだにぬぐい切れないんです、改めて説明をもらいたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 住民税の課税最低限をどのように考えるかという問題でございまして、これは御指摘のように、しばしば所得税との間の課税最低限の差の問題として、そういう観点からもまた御議論が常になされておるところでございます。

一つは、これは住民税の本質という点からすると私どもは考えておりますが、昭和五十八年の税制調査会の中期答申にも示されておりますように、住民税の場合「住民が広く能力に応じて負担する」といふ住民税の性格からして、所得税と比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものである、こういう考え方から所得税との間に差があつてもそれはしかるべきであるということにされておるところでございます。

ただ、余り大きな差があるのはおかしいのではないかと、それから、国民の生活が保障されるレベルという点から考えてみて、いかに負担分担とはいへ、その辺の配慮も当然する必要があるのではないかと、こういう観点から住民税の課税最低限につきましては、昭和五十年代の後半におきましては単独で住民税のみで課税最低限の引き上げをやつたこともございまして、

ただ一方では、財政上の理由という観点から、例えば所得税の課税最低限と住民税を合わせるといふことにいたしますと、大体三つの控除を約七万円ぐらゐり引き上げなきゃいけない、その場合の減収額というのは五千九百億ぐらゐりに達する、そういう問題から考えても到底難しいのではないか。また、個別の地方公共団体で見ますと、

課税最低限を引き上げてまいりますと比較的所得者階層の多い地方団体において住民税の税源が大きく減るといふような問題、こういった点等財政的な理由もその中にある、このように考えております。

○中野明君 後で言われた財政上の理由というのが一番の大きな理由じゃないだろうかと思ひます。先の方は後で理屈をつけておられるんじゃないかという感じがするんです。

仮に所得税と住民税を一致せるとしたら幾らぐらい減税になりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 財政的な理由ももちろん非常に大きな理由でございます。地方財政の場合にトータルとしての財政上の理由とあわせて、先ほどもお答え申し上げましたように、個別の地方団体ごとにできるだけ普遍的に税源を確保したいという観点がございますから、いわばマクロとしての問題とあわせてミクロの問題からも住民税の場合には考えていく必要があるかと思ひます。

そういう点から申しまして、仮に一致させるといふことになりまして、現在の課税最低限、夫婦、子供二人の給与所得者の場合でございますが、住民税百九十一万二千円、これを昭和六十年分の所得税の課税最低限の額二百三十五万七千円まで引き上げますと、基礎、配偶者、扶養の三控除につきましてそれぞれ七万円ずつの引き上げになり、これに伴う減収額は約五千九百億円と推計されます。

○中野明君 ですから、さっきおっしゃったようなそれが一番大きな理由だろうと思ひます。

それで、総理も税のことについては公平、公正、簡素、選択ですか、そういうことをオウムの口移しのようにおっしゃっているんですが、税で一番大事なのは納税者の納得を得るということですね。納税者に本心に納得して納めてもらうということが一番大切なことだろうと私は思っております。そういうことで、今、説明なさったように、住民税と所得税のことについては専門的な、

あるいはある程度そういうことについて理解のある人は説明を聞いてわかるかもしれないが、庶民感情としておかしいじゃないかと、これはなかなか根強いものがあります。一人一人にこういうわけですからこの差があるんですよと幾ら説明したって、とてもじゃないが我々もちょっとわかりにくい。私たちだって財政的な理由でと言われた方がようわかるんですよ。そういうぐらゐのことでですから、庶民感情で反感を持たれるということが税に対する不信感になってくる、このように私は思っております。

ですから、細かいことを申し上げるようだけれども、この控除対象配偶者の要件も所得税と住民税とで違うんです。そうなりますと、所得税の場合はパートの所得が九十万以下であれば課税されない。ところが住民税では八十三万円、こういうふうになるわけですね。パートの減税は、大臣御承知のように最近ではパートがふえておりますので、パートのことについては国会でも大変な議論が毎年のように繰り返されているわけです。それが結局住民税でまたこういうことになるという、庶民感情としてもパートの人はとにかく計算をしておつて、それを越えたらいかぬから、年末とか年度末になつてくるとこれはえらいことだといふことでやめるか休むかして、苦勞してやっているわけでしょう。

そういうことをいろいろ考えますと、先ほど申し上げているように、基本的に基礎控除等含めた課税最低限を所得税と住民税で一致させるといふのが本来の筋じゃないだろうか、これは国民の、納税者の納得を得る一番大切なことじゃないか、このように思ふんですが、この点については何か御意見がありましたらおっしゃってください。

○政府委員(矢野浩一郎君) 納税者の立場からのお考えであります、所得税も住民税も要するに納めるのは一人ではないか、その間における課税最低限の違い、具体的には控除の違い等が非常に複雑で納税者としてわかりにくい、それがすなわち住民税というものの対してまた理解と納得を得

にくくするのではないか、こういう御指摘に対しては、私も、いわば税制を担当する者の立場、あるいは地方財政を所管する者の立場だけからのひとりよがりの考え方であつてはもとよりならないと存じます。

私も、地域住民の方々にはそれぞれその地域の社会的な費用というものを広く御負担をいただくという観点からの住民税の性格というものを御理解いただきたいという気持ちにはもとよりございます。その辺を踏まえながら、同時にまた、納税者の立場をも踏まえながらこれは考えていかなきゃならない問題だと思ひます。課税最低限につきましては、そういったことで差を設けておるところでございます。ただ、一般的には課税の便宜という点はございますので、所得の計算、さまざまな要件等は原則としてはできるだけ所得税と合わせるといふことにはいたしております。

先ほどパートの問題を御質問の中で御指摘になられました、例えば控除対象配偶者の要件は所得税と同じにしておりますが、しかし御指摘のように、この対象となつた控除配偶者がどこからどこまで税を免除されるかという点のレベルはおつしやるとおり所得税と違うわけでございます。そういう点から、納税者の方としてはその辺も非常にわかりにくい。所得税だけカバーすればいいと思つていたら住民税の方で今度はそういうことになるのかと、こういうような御疑問なり御不満というものはこれは出てこようかと思ひます。私どもとしては、全体としての納税者の御理解を得るための課税の仕組みのできるだけ簡便性というところも考え、かつは住民税の本質あるいは地方財政、地方団体の財政面への影響、そういった点を総合的に考えてこの抜本的税制改正の中で対応していく必要があるか、このように考えております。

○中野明君 大臣、今、税務局長は、言葉は悪いかもしれませんが、取る方ですすからね、だからなるだけたくさん入ってくる方がいいとお考えになるのは職務柄やむを得ぬだろうと私も思ふんですが、

けれども、納めるのは住民ですからね。一人の人が納めるんですからね。だから総理も簡素と言っているのはそういうことも含まれていて私は思ふんです。日本の税制はど難しくわからないものはないと言われているが、税金の本を書いたらベストセラーになるというぐらゐの関心は高いんです。それほど難しいんですよ。複雑になつております。だから、なるだけ簡素にしてみたらわんざやなりません。

今私が申し上げているように、基本的に考えれば、基礎控除等を含めた課税最低限は所得税も住民税も一緒にするのが本当の姿だろうと思ふんです。これは今すぐやれと言つてもなかなかできぬかもしれないが、来年は抜本改正のときですから、そういうときにそういうところからきちんとして、税の理論構成も確かにそれはあるでしょう、あるんですけれども、納める人にわかりやすく、納める人が納得できる——不満があるんですよ、今局長が答弁されたように、九十万円になつたと言つて新聞なんかでしているんだけれども、実際は住民税はもうたつたといふことになるわけですね、しもうたと言つたら悪いんですけれども。そういうことで庶民感情としてはよくないですね。だからぜひそれは一致させるべきだと私は思ふんですが、自治大臣のお考えはどうですか。

○国務大臣(小沢一郎君) いわゆる簡素、公平といふんです、これも総理の言葉ですが、わかりやすい政治をしなければならぬといふことであらうかと思ひます。税法は、私もちょっと目を通したら頭が痛くなつてやめましたけれども、大変難しい。その意味では、税のそれぞれの政策目的あるいはその本質、いろいろの仕組み、議論はあると思ひますけれども、それらの調和を図つていくことでございまして、できるだけ国民に納得のいくわかりやすい税を、そして政治を心がけていくことは政治をする者の基本であると思ひます。

先生御指摘の課税最低限の問題につきましても、国民感情としてはそのとおりであらうかと思

います。今後できるだけ、いろいろな問題あるとは思いますが、国民の皆さんに納得のいく仕方になるように努力してまいりたいと思ひます。

○中野明君 それから次の問題は、生活保護と非課税限度額の関係です。これもたびたび議論になっておるんですが、今回の改正では、住民税の所得割の非課税限度額が所得割の分だけではなくて均等割の分も大幅に引き上げられました。しかし所得割については何とか生活保護基準をクリアしているようなんですが、均等割については依然差があります。今回のように、大幅な均等割非課税限度額を引き上げようとするのであれば、生活扶助基準の額を何とかクリアできるようにできなかつたものだろうか、これも財政的な理由かもしれないが、御説明いただけませんか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今回の改正においてお願い申し上げておるところでございますが、所得割の非課税限度額につきましては前年の生活保護基準と比較をいたしまして、いわゆる夫婦、子供二人の給与所得者、これを特に念頭に置きましてクリアできるように改正をお願いしております。これは昨年も御指摘があったところでございまして、今回の改正におきまして、生活扶助額を念頭に置いてこれをクリアできるように常に考えておるところでございますが、今回の改正におきまして均等割の非課税限度額につきましては、一級地における生活扶助額百九十二万一千円、これが標準世帯でございますが、これに対して二百万七千円になりますように三万円の引き上げをお願い申し上げておるところであり、そのように改正をいたしたいところでございます。

○中野明君 それでは、非課税限度額と生活保護基準の扱いというものは抜本改正が行われてもこれ維持されていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 現在の非課税限度額の規定は、これは委員御案内のように本来課税最

低限の引き上げで対応すべきところ、まさにこれは財政上の理由と、一方では国民の生活水準と両方との兼ね合いからこのようないわば暫定的な仕組みを設けておるところでございまして。そういう意味では、まさに課税最低限のほかに非課税限度額という規定が存在することはこれはいわば異例の姿、仮の姿だということに理論としてはなるうかと思ひます。

今後、課税最低限のあり方について税制調査会の御審議の結果がどのようになるか、あるいはまた、先ほどから御指摘の税率構造をどうするかというような点との関連もいろいろあるかと存じます。そういう意味では、この非課税限度額の規定をいささかとしては暫定的に設けたものでございすけれども、その扱いをどうするかということはそのこととの関連において考えていく必要があるのではないか、こう考えております。

基本的には課税最低限によって対応するというのが私どもも基本だと考えておりますが、ただ、いろいろまた御議論がこれはあるかと思ひますので、現段階におきましては、そういう意味で非課税限度額について最終的にこれをどうするといふ考え方を私どもの方から確定的に申し上げる段階ではまだない、このように考えております。

○中野明君 大臣、とにかく、ますますややこしいですね。僕らもどないなっているんだらうかと思ふぐらいいやこしいので、なるだけそういうことをなくしてきちんとしていかないと、生活費には課税しないというのが常識でしょうから、そうなる生活保護の基準ですね、これはもうきちんとしていくべきじゃないか、こういうのが筋道だろと思ひます。

ですから、この点はいずれ税制調査会で検討はされていると思うんですが、こういう矛盾を残した状態で抜本改正が終わってしまったら私は困るなというものがあつたのですから、局長に聞いても筋違いのような気もしてみたりしておるんです。そうやってきたときにまた困られるわけですから、きちんとしておくことが大事でしょう。

うから、あらゆる角度からやはりそのことは説明をしておいていただきたい、このように思ひます。

それで、企業課税のことについて二、三お尋ねしますが、ここしばらく、十年ほどを見てみますと、地方税における個人と企業の税負担の割合を見てみますと、個人負担が法人よりも重くなつてきているところがあるかと目につきます。

地方税における個人住民税の比率というのは、個人道府県民税が一六％から二一％、市町村民税が三二％から三四％と上がつてきております。それに対して、法人道府県民税は八％で変わらないのですが、法人事業税は四五％から三七％へ、市町村民税の法人税割が一八％から一四％と下がつておるわけですね。それでどう見ても個人よりも法人企業の方が負担が軽くなつてきて、個人負担が高まつていくというふうになつてきておるのです。

が、この地方税の法人と個人の負担割合のあり方を考え直さなければならぬ時期に來ている、このように私は思ふのですけれども、局長はどう思われますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 地方税におきまして個人が負担する税と法人が負担する税につきましても、地方税制全体についてきつちりと区分するといふことは不可能だと思ひます。例えば固定資産税等につきましても個人が負担するものもあれば企業が負担するものもございすので、きつちりは分けられないのでございすけれども、例えば、個人課税の代表的なものでございす個人の所得課税、個人住民税と個人事業税というふうなものをとらえ、一方で法人住民税と法人事業税というものを法人課税の代表としてとらえてみた場合に、確かに委員御指摘のように、昭和四十年代から五十年代の最初にかけては法人関係税の方が個人を対象する課税よりもウェイトとしては大きくなつておつたわけでございます。

その後、御指摘のように個人所得課税の方の割合が高くなつてきておる傾向は否定できないところでございす。これは、一つは我が国の経済成長という観点からやほりそのことは説明をしておいていただきたい、このように思ひます。

長ということと関係をするわけでは、高度成長期におきましては法人関係税の伸びが非常に大きかつたためにそのような形になつてきたわけではございません。最近におきましては経済成長がいれば低くなつてまいりましたことと、あるいは法人課税においていわゆる赤字法人の比率というものが近年非常に高まつてきておる、そういうふうなことから、相対的に個人負担、個人に対する課税の比率が高まつてきているという結果になつてきておるものと、このように考えます。

このような税負担のバランスをどう考えるかというところでございす。基本的には、法人、個人の関係、それからやはり所得、それから資産、さらには消費、こういった三つのものの間での税負担のバランスを社会経済情勢の変化に合わせてどう考えるかというところが一番基本になるのだらうと思ひます。税制調査会の従来からの御審議の過程におきましてもそのことが常に指摘されておる、そのバランスが崩れるといふことがすなわち税制のひずみ、ゆがみ、あるいは言われておりますような負担感の増大というふうなことにつながつてくる、こういう御指摘があるわけではございません。私どもも、そういう観点からバランスのとれた税負担のあり方を目指すというところは極めて大事なことで、その中で個人負担といふものと法人の負担といふものがどういうふうな形になつていくか、どういうふうな形に今日まで変化してきており、どういふふうな形に今後変化してきていくこともあわせて検討すべき事柄だらうと存じます。

○中野明君 とにかく、今私申し上げましたように、これはごく一部分の断面をとっているだけなんです。こうなつてまいりますと、地方税の税制構造を基本的に変える必要がある、その時期が来ているのじゃないか。ちょうどシャープ税制以来の抜本改正を総理も諮問したわけですから、当然地方税の税制構造というものを考えておられるのだらうと思ひます。どうなんでしょうね、そ

の辺は自治省としてはどう見ておられますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 目下御議論をいただいておられますところの税制の抜本改正は、三十年以上も以前のシャープ勧告に基づいてつくられた税制が、その後の社会経済情勢の変化に対応して改められる必要があるのではないかと、この観点から行われておるところでございます。シャープ以来の抜本改正ということでございますが、もとより現在の税制はシャープ税制が基本になっておるわけでございますけれども、その後これに對してはいろいろと手直しが行われてきておるところでございます。ただ、その手直しが部分的なものにとどまっておるといふことからいへば、負担の増大等が出てきておるわけでございまして、地方税につきましてもシャープ以来実はいろんな改正を行ってまいりました。

特に、市町村税におきましては、税源の普遍性と同時に弾力性というものを考えた税制改正が必要であるといふことで、そういった改正も法人関係税の市町村における強化というふうなことで行つてまいりました。また都道府県におきましては、まだ実現に至っておりませんけれども、逆にそういった税制の景気に対する感受性というものが安定性を妨げておるといふことから、いわゆる外形課税の問題等が論議されておるわけでございまして、そういう意味で地方税制の構造というものを、今後長期を見渡した地方自治、地方財政の観点から、これを支えるものとしていかにあるべきかといふことについては我々としても十分検討を加えなければならぬと思ひます。

ただ、同時に、そのことはまた一方納税者の負担と常に結びつく問題でございますので、税源確保の観点とそれから負担のあり方と双方の観点から地方税制の構造というものを考えていく必要があるかと思ひます。

○中野明君 もし現在の税制をそのまま維持するといふことになったら、先ほど申し上げているように、法人課税を強化して住民税を減税する、こういう必要が生まれてくるというふうな状況じゃ

ないかと私は思うのですけれども、局長、どうですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 一方におきまして個人に対する課税に關連をして負担の増大といふことが強く指摘されているという点から見ますと、これは個人課税というものの、特に個人所得課税の軽減合理化を図るべきである、これは現在論議が行われております一つの大きな方向になるかと思ひます。

それから、それに対して一方で税源の確保という観点から法人課税をさらに強化すべきかどうか、これはもとより国税、地方税全体を通じて考える必要があろうかと思ひます。ただ、これは単に個人、法人といふ観点だけからではなくて、やはり先ほど申し上げましたような個人の所得課税、特に給与所得等に対する負担の重さを合理化するといふような場合に、一方において資産とかあるいは消費といふものをどうするかという観点からも考えなければならぬと存じます。そういう意味で、単に個人対法人という観点だけからではなくて、もっと全体としての課税ベースの問題、そういったものもあわせて考えていく必要があろうかと思ひます。その中から個人と法人の問題もいかにあるべきかといふ一つの方向が導き出されてくるのではなからうか、このように考えております。

○中野明君 まだ問題があります。次の機会に譲りまして、最後に一点だけ大臣にお尋ねして終わりたいと思ひます。

けさほど同僚委員がおっしゃってございましたように、大臣の提案理由の説明では「住民負担の軽減」といふような表現をされて、同じ説明で、最後になってくると「差し引き千八百四十四億円の増収となる見込みであります」、こうなっているわけですね。ですから、今政府として一番大きな政策課題としては内需拡大です。そのために与野党の幹事長・書記長会談でも結論として二千三百億の減税をしるというところで早急に詰めようというところまで来ておるわけですが、そういうこ

とを見ますと、このままでいくとサミットで日本が袋だたきになるんじゃないかと心配するわけですね。こういうやり方では内需の拡大は到底おぼつかない。逆に差し引きの地方税を見ただけでも千八百四十四億円の増収になっているわけですね。ですから、政府が内需の拡大とおっしゃっていることと、やっておられる政策というものが逆になっているといふふうに思えてなりません。

この点について、ことしの予算審議はまだ終わっておりませんが、予算が済んだらもうすぐ、それこそ個人の考えとしては、予算が通つたらすぐ補正でも出されたいかぬのじゃないか、そういう気持ちでいっばいでございます。そのうしないと、もう内需拡大どころか、それこそ日本は何をしていっているんだ、アメリカでも結局日本に要請をしているのは、内需拡大をしようと思つたら減税しかありませんよ。アメリカの意見としては、公共事業を云々といふのはアメリカは失敗した例を持っているようですが、それはそれとして、参考に聞けばいいですけども、結論としてはいよいよ大幅な所得減税と公共事業の追加、こういう面で行つていく以外にありません。

また、金融政策は、公定歩合を二回も下げて、第三次も急がなきゃならぬといふぐらひに積極的に行つておるわけですから、今度の、政策的に内需拡大の方向に持つていくとしたらもうこの予算ではどうにもなりませんので、私個人としては予算が通つたらすぐ補正でも出してやってもらいたいといふぐらひの気持ちでおるんです。今回提出された地方税法云々のこの法律と内需拡大について大臣として所見をおっしゃってください。

○国務大臣(小沢一郎君) 午前中に御質問いただいたときも申し上げたわけですが、今回御審議いただいております税法の中におきましては、個々の問題といたしまして減税等もやっておりますが、トータルといたしまして、全体で考えてみました場合には、御指摘のように、これから進めなければならぬ減税を中心といたしましたいろいろな大きな問題、それが今回の作業に、御

審議に供せられなかったということは事実でございます。

今、税調におきまして抜本改正の検討をいたしておるわけでございますが、その中で当然、特に給与所得者、中堅所得者層の重税感、負担の増大、そういう感じが国民の中にあることも事実でございます。それらを中心に、地方税はもとより、国税にありましては検討されているものと思ひます。そういう答申を踏まえながら抜本改正を地方税においてもやっていかなければならない、そのように考えております。

一方におきまして、御指摘のような円高、そして国内経済の停滞ということもございまして、補正予算につきましては今予算を審議していただいております段階でございますので申し上げることではございせんけれども、内需の対策として減税というのが非常に大きな内需喚起の要素になることは事実でございます。この点につきましても与野党幹事長・書記長間の成案を得るよう今後作業を進めるものと思ひます。私どももそういった点を踏まえまして今後積極的に対処していくように心がけていきたい、そのように考えております。

○内藤功君 まず、住民税問題について御質問したいと思ひます。

数字的なことを伺うわけですが、昭和五十二年度から六十一年度まで、最近のこの十年間をとりまして、地財計画ベースでの個人住民税の自然増収額はどのぐらひになっておるかということが一つ。もう一つは、同じ十年間を基準といたしまして、政府が行つた税制改正による減税額はどのぐらひになるか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昭和五十二年から六十一年度までの住民税の自然増収並びに税制改正による増減収額でございますが、まず自然増からお答え申し上げます。

昭和五十二年四千四百十九億円、五十三年四千四百七十一億円、五十四年四千四百八十億円、五十五年五千七百七十八億円、五十六年度

七千四百二十四億円、五十七年度七千六十一億
円、五十八年度三千九十九億円、五十九年度四千
四百八十七億円、六十年五千四百八億円、六十
一年度五千五百三十三億円、トータルいたしますと
自然増収額がこの間で五兆一千四百八十億円でござ
います。

○内藤功君 トータルだけで結構ですよ。

○政府委員(矢野浩一郎君) 次は税制改正による
増減収見込みでございますが、トータルで五十二
年度から六十一年度までで四千四百四十一億減で
あります。その中で減税額は九千二百二億円でい
うことでございます。

○内藤功君 大体自然増収額というものはベース
アップや定期昇給などによってふえるものであり
ますが、課税最低限の引き上げ等による本格的な
減税が行われないと累進で税負担がふえていくわ
けであります。

自治省の資料を拝見しますと、過去十年間の平
均で、何も税制改正が行われない年でも毎年平均
にならしますと五千億円を超える額が前年度より
増収になっていくという数字であります。そうい
う計算であります。つまり、国民にとっては黙っ
ていれば毎年五千億円の増収になっていくとい
う、こういう理屈であります。これに対して減税
は、今お話しのように十年間のトータルでもわず
かに四千四百億円の増収額の一年分よりも少な
いという計算なんです。もちろん、ベースアッ
プ等があるんだから税収もふえるんだ、これは当
然だという反論も世の中にはあり得ると思うん
です。しかし、本法案の審議で、我が党の経団議員
が衆議院の委員会でも明らかにしましたが、個人住
民税の国民所得に占める負担率は、昭和五十二
年度の一・八％から六十一年度の二・六五％へと大
幅に増加しております。これを所得税の方と比べ
てみますと、所得税も同じく過去十年間で見ます
と、そこからいたいた資料で計算すると、自
然増収額はこの十年トータルで一兆三千五百十
億円、これに比して減税の方は一兆八千七百億
円、毎年約一兆円の増税になっておるわけであり

ます。住民税のさっき言った五千億と合わせます
と毎年一兆五千億円の増税になるという計算。
これは大臣にお伺いしたいんですが、今の話を
聞いておられておわかりと思いますが、国民の税
負担は、国税、地方税ともこのようにこの十年間
大幅に増大しておることが明らかなんです。この
事実について大臣はどういう御認識で、どうい
うお考えかということをお伺いしたい。

○国務大臣(小沢一郎君) 先生のお話の中にもご
ざいましたけれども、ベースアップ等によって所
得がふえてきておるわけでございますから、その
意味で自然増といふものも当然出てくるわけでござ
います。しかし、個々のその数字のパーセント、
割合につきましましては、それはそのときどきのい
ろんな経済状態等々もあると思います。しかしな
がら、基本的にいわゆる個人の直接税の負担感と
いうものが非常に大きくなっておるといふことは
事実であるかと思ひます。したがって、そう
いうような意味におきまして、今、税調の議論を
前提としておるわけでありますが、そういう点を
念頭に置きながら今後税制というもののについて見
直していかなければならない、そのように考えて
おります。

○内藤功君 この十年間に、昭和五十二年度、五
十四年度、五十五年度、五十九年度の四回、課税
最低限の引き上げによる減税が行われたわけで
す。にもかかわらず、この住民税の課税最低限が
余りにも低過ぎる。そこで五十六年度に暫定措置
として非課税限度額制度というものがとられたけ
れども、六十一年度まで六年間もこの暫定制度が
継続されておる。私は、本来このような便宜的な
制度というものは速やかに廃止し、これにかえて
もう本格的な所得・住民税減税を実施すべきだと
思ふのであります。しかし、当面少なくとも生活
保護基準との逆転現象だけは防ぎたい、こういう
ふうにお考えにのたれば、なぜ思い切つて
もう少し大幅な引き上げをなさらないのか。
例えば、この出されました法案の資料を拝見し
たしますと、夫婦だけの場合の例でございます

が、生活保護基準を下回っておりますね。所得割
で非課税限度額が百二十八万円ですね。生活保護
基準の方は百三十七万円。どうしてこのように
生活保護基準を下回す、あるいは今示しましたよ
うに、それを割るところの方にまで課税をしたけ
ればならないのか、極めて初歩的な素朴な疑問で
すが、これは国民感情に基きたくないですね、
どういふふうに説明なさいますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 六年にわたりました
非課税限度額という特例をつくって生活保護基準
との関係に対して配慮を加えておるところでござ
います。確かに、これは暫定的な制度でございま
すので、本来は課税最低限度にすべきではない
かという御議論はごもっともでございます。た
だ、この暫定措置が設けられた理由は、財政
的な理由というものが主になつておるところで
ございます。今回、その点を考慮いたしまして、世
帯員に課すべき額を二十九万円から三十一万円に
引き上げまして、生活保護基準との関係について
配慮するということをお願い申し上げておるとこ
ろでございます。

もともとこの住民税所得割の非課税措置は税制
上のものでございますが、それに対して生活保護
基準は社会保障制度上のものでございますので、
生活保護基準が適用される中身というものは、世
帯員の年齢であるとか、あるいは地域の級地区分
であるとかいろいろ内容の違いがございます。した
が、その額も異なつておるわけでございまして、
いまして、私ども考えます場合には一定の想定を
して、それに対して生活保護や住民税の非課税限
度額のレベルを考へるということにしておるわけ
でございますが、標準的な四人世帯の場合をクリ
アするといふことを念頭に置いてこのような改正
をお願いしておるところでございます。
このようにいたしますと、夫婦二人の場合に
はもとより生活保護基準の二百三十三万五千円とい
うことになりまして、二百四十九万円を上回るわ
けでございます。また、独身や夫婦二人の場合
にもクリアできるわけでございますが、確かに夫

婦二人だけの場合には、御指摘のようにこれは下
回るということになっておるわけでございます。
ただ、そういう千差万別の生活保護の適用の実
態に對して行つてもございまして、また暫定
的な制度だといふ点もございまして、私どもと
しては、今申し上げましたような夫婦二人の場
合を念頭に置いて、これがある程度上回る額とい
うことを目標としてこのような改正をお願いして
おるところでございます。

確かに夫婦の場合、例えば老年者の場合などが
考えられると思ひますが、そういう場合には逆に
これが下回つておるのはいかにもおかしいではな
いかというところでございまして、ただ、老年者の
場合には、一方で住民税独自の制度として所得百
万円以下非課税という制度がございまして、収入ベ
ースに直しますと百六十万円をちよつと超える金
額でございまして、一方でそういう制度もござ
います。今回あらゆる場合についてすべてこれ
をクリアするといふことが必ずしもできていない
という点については御理解を賜りたいと存じま
す。

○内藤功君 私の指摘はごもっともだとお認めに
なりながら、非課税限度額制度を統けていく、近
い将来これをおやめになるという見通しもお考え
もお持ちでない、そういういわゆる思い切りの悪
い態度が住民に対する過酷な税制となつてあらわ
れてくるんじゃないかと私は思ひます。こういう
実態を軽く考えられないで深刻にお受けとめいた
だくことを要望いたします。

次に、国民健康保険税について御質問いたしま
す。
まず、国保税の減額基準の引き上げについてで
ございますが、均等割それから世帯平等割の六割
及び四割軽減について減額基準はどういうふう
に変わるんですか。
○説明員(近藤純五郎君) 国保税の軽減でござ
いますけれども、低所得者の所得の状況によりま
して応益割の額につきまして六割または四割を軽減
しておるわけでございまして、六十一年度

におきましては六割の軽減基準額を、総所得を二十六万円から二十七万円に引き上げる。それから、四割軽減の場合でございますが、これは世帯一人につきます加算額につきまして十九万五千円を五千円上げまして二十万円に引き上げるということにしております。

う形をとっているわけでございますけれども、一般の税と異なりまして、私どもは保険システムにおきまして保険料、国保の保険料にかかわるべきものというところでございまして、保険料としての性格を有するということに考えているわけでございまして、したがって、被保険者の受益の面にもかなり比重を置いて制度を仕組んでいるわけでございまして、こうした観点でございまして、国保税の賦課方式におきまして、被保険者の均等割あるいは世帯割というふうなことで応益負担というものがかなり取り入れられた仕組みになっているわけでございまして、軽減の基準額が住民税の非課税限度額よりも低いという水準に設定しておりますのは、こういった社会保険システムの保険料的な性格に基づくものと考えているわけでございまして。

○説明員(近藤純五郎君) 四割軽減の場合でございますが、所得ベースで申し上げまして、夫婦と子供二人の場合で八十四万五千円が八十七万円になります。

○政府委員(矢野浩一郎君) 住民税の非課税限度額に比べて国民健康保険税のレベルが低いのではないかと、この所得税ほどではないけれども、所得の再配分機能というものを備えておるわけでございまして、したがって、そういう意味で低所得世帯への配慮、そういう観点から考へる必要があるという点がございまして、これに對しての国民健康保険税の方は、先ほども厚生省の方から御答弁がございまして、いわば相互共済的な保険システムということでございまして、そういう意味では、より受益性が強いということからその間に差があるということになっておるものと考えています。

○説明員(近藤純五郎君) これは昭和三十八年度から国保料あるいは国保税の軽減というものを行ってきたというわけでございまして、その際に決められた額を根拠にいたしまして、その後の所得の伸びとかあるいは物価の伸び等を勘案いたしまして年々引き上げられてきたということでございまして、今のと当初のものがどういう関係かという点については、特に理論的と申しますか、実際の、現実的な姿としてこうなってきたということでございます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 住民税の非課税限度額に比べて国民健康保険税のレベルが低いのではないかと、この所得税ほどではないけれども、所得の再配分機能というものを備えておるわけでございまして、したがって、そういう意味で低所得世帯への配慮、そういう観点から考へる必要があるという点がございまして、これに對しての国民健康保険税の方は、先ほども厚生省の方から御答弁がございまして、いわば相互共済的な保険システムということでございまして、そういう意味では、より受益性が強いということからその間に差があるということになっておるものと考えています。

○説明員(近藤純五郎君) 国保税は確かに税とい

○政府委員(矢野浩一郎君) 今、厚生省からお答

○説明員(近藤純五郎君) 国保税は確かに税とい

○政府委員(矢野浩一郎君) 今、厚生省からお答

○説明員(近藤純五郎君) 国保税は確かに税とい

○政府委員(矢野浩一郎君) 今、厚生省からお答

○説明員(近藤純五郎君) 国保税は確かに税とい

○政府委員(矢野浩一郎君) 今、厚生省からお答

○説明員(近藤純五郎君) 国保税は確かに税とい

○政府委員(矢野浩一郎君) 今、厚生省からお答

○説明員(近藤純五郎君) 国保税は確かに税とい

○政府委員(矢野浩一郎君) 今、厚生省からお答

そこで厚生省にもう一つ伺いたしますが、この改正案では課税額の上限を三十五万円から三十七万円と二万円引き上げることになっておりますが、昭和五十九年度に引き上げた現行上限額の三十五万円までかけていない市町村はどのくらいあるか御存じでしょうか。またそれはどういう事情がそのような結果をもたらしているか、この点もあわせて伺いたい。

ては三十五万円を三十七万円に限度額を引き上げるというお願いをしておるわけでございまして、国保税の場合は所得に対してだけその負担を求めらるわけでございまして、したがって、市町村におきましては法律で定められましたさまざまな課税のやり方の選択がございまして、そのうち所得に対してだけだけの割合でこれをかけるか、その場合における限度額の改めた結果の割合がどの程度になるかという点は全体として計算は出てこないわけでございまして、一定の仮定を立てませんとそういった答えが出てまいりません。仮定の立て方をどうするかというところはいろいろなケースがございまして、必ずしも一律にはなかなかお答えしにくいと存じます。

○説明員(近藤純五郎君) 五十九年度に限度額を三十五万円に引き上げたわけでございまして、その当該年度の五十九年度におきまして限度額に達していない市町村は七百九十九市町村でございまして、全体の市町村の二二%でございまして、それから六十年では三百六十八というところでございまして、一%という形になっております。この限度額までいっていない保険者でございまして、けれども、東京都を初めといたしまして比較的大きな都市が多いわけでございまして、こういった市町村におきましては、市長さんの当局だけではなく、国保の運営協議会とか、あるいは市町村の議会、こういったところにおきまして種々の議論を経て決めていらっしゃるわけでございまして、その理由は必ずしも明らかではないというふうに思っております。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

○内藤功君 それで、今回の上限の引き上げはどれぐらいの所得階層に及ぶことになりまして、これは自治省、厚生省両方からお伺いしたい。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

○説明員(近藤純五郎君) 限度額の影響がどの程度の階層に影響を与えるかということでございますが、御承知のとおり、市町村におきまして国保の保険料の賦課のやり方は、いろいろなやり方があるわけでございまして、必ずしも所得のみに比例して所得の水準とか保険料の水準すべて違うわけでございまして、したがって、全国的に一律にどの程度に影響を与えるかと申し上げるのは困難だということに考えておるわけでございまして。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

○説明員(近藤純五郎君) 限度額の影響がどの程度の階層に影響を与えるかということでございますが、御承知のとおり、市町村におきまして国保の保険料の賦課のやり方は、いろいろなやり方があるわけでございまして、必ずしも所得のみに比例して所得の水準とか保険料の水準すべて違うわけでございまして、したがって、全国的に一律にどの程度に影響を与えるかと申し上げるのは困難だということに考えておるわけでございまして。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

○説明員(近藤純五郎君) 限度額の影響がどの程度の階層に影響を与えるかということでございますが、御承知のとおり、市町村におきまして国保の保険料の賦課のやり方は、いろいろなやり方があるわけでございまして、必ずしも所得のみに比例して所得の水準とか保険料の水準すべて違うわけでございまして、したがって、全国的に一律にどの程度に影響を与えるかと申し上げるのは困難だということに考えておるわけでございまして。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

○説明員(近藤純五郎君) 限度額の影響がどの程度の階層に影響を与えるかということでございますが、御承知のとおり、市町村におきまして国保の保険料の賦課のやり方は、いろいろなやり方があるわけでございまして、必ずしも所得のみに比例して所得の水準とか保険料の水準すべて違うわけでございまして、したがって、全国的に一律にどの程度に影響を与えるかと申し上げるのは困難だということに考えておるわけでございまして。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

○説明員(近藤純五郎君) 限度額の影響がどの程度の階層に影響を与えるかということでございますが、御承知のとおり、市町村におきまして国保の保険料の賦課のやり方は、いろいろなやり方があるわけでございまして、必ずしも所得のみに比例して所得の水準とか保険料の水準すべて違うわけでございまして、したがって、全国的に一律にどの程度に影響を与えるかと申し上げるのは困難だということに考えておるわけでございまして。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

○説明員(近藤純五郎君) 限度額の影響がどの程度の階層に影響を与えるかということでございますが、御承知のとおり、市町村におきまして国保の保険料の賦課のやり方は、いろいろなやり方があるわけでございまして、必ずしも所得のみに比例して所得の水準とか保険料の水準すべて違うわけでございまして、したがって、全国的に一律にどの程度に影響を与えるかと申し上げるのは困難だということに考えておるわけでございまして。

○内藤功君 非常に重要な問題なんです、必ずしも明らかではないということなので私の調べたところを一つ例を出してみよう。こちらから出して見ましょう。実際は非常に低いところで影響を受けることになっているというのが私の調べた強い感想なんです。

を特徴としてお出ししたわけですが、あなたの方から数字が出ないのですから。

こうした実態を考えると、二万円ということを言われましたが、これは安易に引き上げるべきでない、私はこういう感を強くしておるわけなんでありまう。これは大臣、お考えいかがでございますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今回三十五万円を三十七万円に最高限度額を引き上げるといふことをお願い申し上げておるわけでございますが、一方で医療費の増大がございまして、また、国民健康保険の仕組からいって、その医療費を賄うために必要額を課税しなければならぬといふことでございまして、そういう観点から申しますと、最高限度額をそのままにしておきますと、より低所得の方々に相対的に国保負担が重くなるという意味で今回二万円の引き上げをお願い申し上げておるところでございます。

御指摘のように、そういう引き上げをしてもかなり低いところの水準でそれが適用されているではないかといふことでございまして、これは一つの課税のやり方でそうなるわけでございますが、所得二百万程度で三十七万の限度額に該当するものもございまして、あるいはやり方によつては五百万、六百万という場合もあるかと存じます。一概に必ずしも論じられませんが、全体としての意味は、二万円の引き上げをお願いするといふのは、今申し上げました相対的な意味での所得の低い加入者への負担の増大をできるだけ回避するといふ趣旨でございます。

○内藤功君 引き上げやむなしといふことなんです、あなたのおっしゃるのには、さつきも言いましたように、昭和五十九年度の健保の改悪で国保の国庫補助金を大幅に削減した、これが今日の国保財政をひどく苦しめていた原因であります。またこれも私の方で調べてみましたが、東京都下の各市二十六市でございますが、この二十六市の中で最も国保の十二ヵ月予算の組めない市は幾つあるかといふこと

を調べてみましたが、六市あるんですね。それは、町田、国立、狛江、東大和、保谷、東村山、この六市なんです。この間、東京都の福祉局長が、通年予算が組めないのは医療費に見合う保険料が確保されていないことだけではなくて、退職者医療制度の対象者の見込み違いによる影響がある、こういうことを述べておりました。

この際、私は自治大臣にお伺いしたいんですが、さつきも同僚議員の質問にありましたように、本来自治体の側に立って、閣内において、自治体を代表してやるのはあなただけなんですか。そういう立場にある自治大臣としては、この国保財政改善のために、国庫補助金を改正前の率に戻すように政府部内で極力努力され、問題提起をされて頑張るといふことを本来なされるべきであると思ふんです。この点についての基本的なお考えを伺っておきたい。

○国務大臣(小沢一郎君) 特に退職者医療の問題につきましては、制度の改正による見込み違いでございますから、その点につきましては厚生省もたびたび答弁しておられますけれども、地方自治体に絶対迷惑がからぬように、その点は私どもといたしましては厚生省とも十分話し合ひながら対処していかなければならない、そのように考えております。

全体の問題といたしまして、この国民皆保険、医療の問題、年金の問題も同じようなことであると思ふんですが、高齢化社会が非常に急速に進んでおる、そういう中にありまして、この国保にしろ、こういった医療の問題、社会福祉の問題をどういうふうにしていくか、世代間の公平とかいふような、あるいは国もそれなりの立場で応じていかなければならないことは当然のことである。しかし、そういった問題を考えるときに、ただ単に国が何でもどんどん出せばいいんだというだけでは解決のつかない問題もある。そういうようなことで、負担のお願いをするところはしななければならぬでありまして、また国も最大限の努力をしなばならないと思つております。

現実問題として、国保財政が非常に厳しくなつておるといふ現状は十分認識しておりますし、私も地方を代表して政府部内でその政策に反映させていくのが御指摘のとおり役割でございますから、その点につきましては今後とも十分その声を、また実態を反映させることができるように努力してまいりたい、そのように考えております。

○内藤功君 さつき佐藤議員からも体を張つてというお話がございましたが、まさにその場じやないでしょうか。強く要望しておきます。

次に、今回私が報道によつて知るところでは、政府は悪質な滞納者への制裁措置だと、こう言っているようですが、保険料の滞納を理由に、六十三条の二でありまして、「保険料交付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる」といふような内容の国保法の改正案を今国会に提出しておるのであります。

そこで伺いますが、この悪質といふことが一つの制裁措置の基準であるように報道されておるのでございますが、何をもちてこの悪質の基準とするのであるかという点であります。これを伺いた

○説明員(近藤純五郎君) 私ども今国会に保険料の滞納者に対しては給付制限の措置につきまして提案させていただいておるわけでございますが、具体的に悪質滞納者といふのはどういふふうに考えるかといふことでございまして、私どもが考えている悪質滞納者は、資産や所得があると認められながら故意に保険料を滞納している方を指しているわけでございますが、具体的にもう少し申し上げますと、災害とかあるいは失業あるいは長期入院、こういったような合理的な理由がなく長期にわたつた滞納を繰り返している方、さらにこうした方で滞納処分を免れるために財産の名義変更等を行ひまして滞納処分がなかなかにできないようにする、こういったような保険料を回避するといふのが明らかの方々、こういったものを私どもは悪質滞納者といふふうに考えているわけでございます。

○内藤功君 こういうものはだれが判断し、だれが決めるかといふことと、それからその基準というものが明確になっていなきやならぬ。特に、本当に生活が苦しいという人たちは、悪質といううなことでもって過酷な、保険料交付の差し止めとか保険証の取り上げとかということが起きる危険が私は非常に大きいと思ふんです。これも私自分調べてみたんですが、東京都の例であります。昭和五十九年度の国保料の滞納に伴う差し押さえ件数は千七百六十六件であります。

ところで、そこに行く前の段階、つまり収納の見込みがなく差し押さえの対象となつていく世帯の一部について調べてみたんですが、四百九十件の事例のうち、全業者といひますか、何にもない、もう品物は何もないという人が十七件、電話のない人が八十七件、物件が何らか他人名義になつていない人が八十二件、質権設定されているものが七十七件、他官庁から差し押さえられているものが五十一件、質権設定と他官庁からの差し押さえが十二件、差し押さえ可能だが均等割だけというものが二十六件、こういった数字が出てきている。それから、差し押さえ可能なものが五十四件、既に差し押さえられているものが八十四件、まあこういう数字が一つ出てきているわけですね。これで見ると、次は差し押さえたいという段階になつていく世帯でも、差し押さえたい対象となるべき動産等が全くないほど困つていく状況であり、保険料を払うにも払えないような状況の世帯が非常に多いといふことをこの数字は示していると思ふんです。

こういう人たちは、政令が何かつくりまして、特に災害でもない、倒産でもない、失業というところでもないといふことで、どんどん悪質というふうになつて、切り捨て御免でやつていく危険性がある、そういう可能性がないと果たして断言できるか、これはもう安易に悪質という基準を決めてはならないといふのが私の率直な考えであります。今の私の指摘について厚生省はどういふふうにお考えになつておるか、明確にお答えいただ

たいと思います。

○説明員(近藤純五郎君) 私どもこの制度を考えましたのは、きちんきちんとまじめに払っている被保険者と、そうでなくて故意に保険料を納めない方々との負担の均衡というものを考えましてこの制度を導入したわけでございまして、各市町村からも年来こういう制度をつくってほしいという要望が非常に強かったものでございまして。私どももこの辺につきましまして長い間いろいろ検討してきただけでございましてけれども、社会保険システムとしてこれから永続するためには、保険集団全体との関係というものを考えざるを得ないであろうというふうなことでこのような制度を考えたいわけでございまして。

給付を一時差し止めはいたしますけれども、保険料が納付されずと即刻解除されるわけでございまして、救急医療その他で生命に危険があるとかいろいろなケースがあるわけでございまして、こういうふうなことに思っておりまして、もともとと医療が非常に必要であるという、公的な今の公費負担医療あるいは老人保健制度、こういうことも対象者につきましましてはともとの制度の対象から外すというふうなことも考えているわけでございまして、本間に経済的に納められない人たちが保険を受けられないという事態はないというふうな思っておりまして、ないように運用しなさいいかぬというふうな考えております。

○内藤功君 そうでしかね。自分の経験上からも、法律というのは一たんできるとひとりで歩きするんですね。これが非常に恐ろしいんですよ。特にこういう悪質云々の要件というのは先へいくと非常に拡大されていく危険があるということとで、非常にくだいようですが申し上げておるんです。

私は、今回の厚生省の出したこの案を見まして、こうなると思うんですね。具体的には、そういう非常に経済的に苦しい方が病気になるんです

と、お医者さんに行く前にまず役所に先に行つて、被保険者資格証明書ですか、証明をもらうんですね。そのとき、お説教の二、三回は食らうんですね。それから初めてお医者さんに行くんですね。それで今度は、お金は自分でまず全額を何千円か払わなきゃならぬ。入院となれば何万、何十万と払わなきゃならぬ。そして今度はお医者さんに明細書を書いてもらつてこれを役所へ持つていく。役所は明細書を審査会に回すわけでしょう。これは東京都の場合で言いますと市谷に審査会の事務所があつて、ここに山積されるわけですよ。それで、パスしておりてくるまで一カ月半から二カ月かかるでしょうね。それで今度は、オーケーになると役所から通知が来る。役所にもらいに行くところまで保険料を払えということになる。金は役所の方に握られてる。こういうことですよ。

結局、半分返してくれとかあるいは三分の一返してということになる。一たん悪質というレッテルが張られるとこういうことになる。これは別に裁判所のような公正な機関が判断するわけじゃないんですね。現場機関だ。病気になるやも終わりだということになりかねないじゃないですか。私は、これは生存権を非常に脅かす結果になるといふふうに思います。悪質と称して、本間に払うに払えない善悪の貧困な市民に犠牲がかぶさつていく可能性がある、そういう法律はおやめになった方がよろしい、私はこういうことを申し上げたいと思うんであります。

これは自治大臣にお伺いしたいんですが、もしお答えになれば大臣にぜひ答えていただきたいんですね。住民の立場を守るお立場にある自治大臣としてあるいは自治省として、厚生省がお出しになつてくるこのような法案について、これはちょっと問題がある、やめるというお立場で言うべきものじゃないかと思つてますよ。そういう努力はなさつたかどうかですね。今後そういうことを厚生省に対して、これはちょっとひどい、このところは何とかならぬかということをお自治省のお立

場からお考えになったことはあるのか、これからどうなるかという点を最後の問いとしてお聞きしておきたいと思つてます。いかがでございましょうか。

○国務大臣(小沢一郎君) この法律をつくるのも、またそれを運用するのも、適用を受けるのも皆同じ人間であります。本当にお互いが制度の趣旨とそれぞれの目的を理解して、それぞれの部署において行えばこのような問題はそもそも生じないであらうと思つておられます。現にそういう悪質といふんですか不正といふんですか、そういう人がおるとするならばそれは本当に国民の間の不公平ということになるわけでありまして。したがいまして、その点につきましましては何かのお互いのチェックが必要であらうと思つておられます。ただ御指摘のように、それこそ裁判所に諮つて決めるわけではありませぬから、この法を運用する者の立場といたしましては本当に厳正に公平に、そしてまた実態を十分知つた上で法の運用を行つていくということが要請されるのではないかと考えております。

○内藤功君 最後に、今回の改正の中で、いわゆる第二電電に対する固定資産税の課税標準の二分の一の特例措置、事業所税の非課税措置が設けられているわけでございまして。これに先立ち、一昨年の十二月の臨時国会ではNTT等に対する地方税法の改正が行われ、同じく固定資産税の課税標準二分の一の特例措置、事業所税及び特別土地保有税の非課税措置が講じられていたが、これによる地方税の減収額はどのぐらいになるかということをお伺いしたい。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昨年御審議をいただきました地方税法の改正案におきまして、電信電話公社から日本電信電話株式会社への移行に際しまして、基幹的な償却資産は固定資産税を五年間二分の一の軽減を激変緩和の経過措置として行いました。六十一年度ベースの減収見込み額は三百四十億円でございます。また事業所税につきまして

は、同じく減収額が四十億円でございます。特別土地保有税は、具体的に計算はちょっと現実の事例がなければ不可能でございます。

○内藤功君 個人住民税においては生活保護費を下回るような課税までしておきながら、NTTのような超大企業に対しては、大きな利潤を上げていくにもかかわらず減免の特例措置を設け、さらには第二電電、こういう大企業に対しても同様の措置を設けようとしておられるわけでありまして。

そこでこの際、第二電電について郵政省に要望を一つしておきたいのであります。こういう特典を受ける第二電電についてであります。多摩市の実地は南野三丁目というところに第二電電が東京ネットワークセンターというものを今建設中なんです。高さ九十メートルのコンクリートタワー、それから高さ十八・五メートル、横幅百二十メートルの巨大な建造物。これは環境良好な住環境地区で多摩市の鶴牧五丁目というところなんです。近隣の住民が非常に日照その他の被害をこううわつておるといふことで昨年来大きな問題になっておるわけです。特に強調したいのは、このネットワークセンターの建設について地元説明会が昨年十一月三日に行われて、そのわずか十二日後の十一月十五日に実質的な工事着工、地鎮祭というスケジュールで見ると、非常に住民の意向を無視したやり方をやつてきておられるわけです。なお、この件については、私は二月十日に直接佐藤郵政大臣にも要望申し上げておきましたのでここでは詳しく申し上げません。こういう一方で大変な国家的な減免の特典を受け、住民はみんな公益企業だと思つております。住民無視のやり方を一方で黙認するというのは、これは到底住民の納得が得られないところだと思つておられます。私は、要望として、この第二電電を初めとする電気通信企業に対して郵政省はこういう特典を与えるだけじゃなくて、社会的、国家的な責任もある企業でありますから、こういう横暴なことをやらぬように厳しく指導監督を今後強めていただくことを私は特に強く要望しておきたいと思つておられます。これで私の

質問を終わります。

○委員長(増岡康治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○上野雄文君 私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表し、政府案に反対の討論を行います。

本改正案を審議してまいりまして明らかとなったことは、第一には、国民全体の要求である租税負担の軽減については何らの評価すべき手当てが行われていない。第二に、昨年の地方税法改正時においても附帯決議として具体的に盛り込まれていない。そして第三に、国税優先、地方税従属の構造は正が改善されていないなどの点であります。また、たばこ消費税の値上げに見られるとおり、今回の改正はその手続も極めて非民主的な形で行われております。

我々は、まず第一に、国民世論にこたえ減税を実現すべく野党四党一致して、地方税におきましては基礎控除、配偶者控除、扶養控除の引き上げ等二百億円の減税要求を直ちに実施するよう政府に求めまいりましたが、政府は、この圧倒的な国民の要求に対して誠意ある姿勢をもってこたえようとはいたしませんでした。

第二に、我が党は、利子配当所得、社会保険診療報酬に対する課税適正化について強く要求してまいりましたが、政府は、この地方制度調査会の答申、政府の税制調査会の答申にはつきりと盛り込まれていない正についても改善に手をつけませんでした。六十年年度においては、新聞等マスコミ七業種に対する課税の適正化が図られ、当然、六十一年度にはおくれはせながらも是正されるとだ

れもが予想していたこれら不公平税制の是正が一見見送られたということとは、まことに遺憾という以外に言葉はありません。

第三に、私は、地方財源の安定確保に資する措置が何ら示されていないと指摘せざるを得ません。地方財政は累積五十四兆円を超える借入金を残しており、かつ明年度におきましては、収支均衡とされながら国による新たな地方負担軽減によって一兆一千七百億円の財源不足を生じさせております。しかも、六十年年度においては五千八百億円の繰繰に加え、国税、地方税の落ち込みにより後年度清算の借金と地方債の増発すら余儀なくされております。さらに、政府の財政縮小路線による行政投資の抑制に対し地域の行政需要は増大しており、そうしたギャップはすべて脆弱な自治体財政に重くのしかかっています。

今や自治体の自主財源の拡充は緊急の課題であり、私は我々が主張する事業税における外形標準課税の導入、事業所税の課税拡大等とはもとより、国と地方の税配分を抜本的に見直し、国税の地方への移譲を速やかに行うことこそ必要であると考えますが、地方自治の発展に全力を尽くすべき自治省においてこうした努力を放棄し、わずかに負担金のカットは三年間、その見返りは大衆消費税であるたばこ消費税の一年間の値上げでお茶を濁すという姿勢については容認できません。

このような姿勢が続く限り、政府が行おうとしている六十二年年度における税制の抜本的検討において、国民の税負担の軽減と地方自主財源の充実強化が図られるものか否か、極めて悲観せざるを得ません。我々は、高齢化等社会経済の変化に基づく住民のニーズの増大に対応し得る地方公共団体の財政基盤の強化を図るため、戦後税制の基礎をなすシャープ勧告の趣旨、地方制度調査会の地方税制充実に関する一連の答申及びこれまでの国会における地方税制審議を踏まえ、法人課税及びその配分のあり方、住民の租税負担の軽減とその税負担のあり方、非課税措置の是正、不公平税制の是正など地方税源の安定的確保充実を図るとも

に、税源の地域的不均衡を是正するなど、財政調整合制度の一層の充実を税制検討の最重要点とすべきと考えます。今後の税制改正において本委員会及び地方団体、自治省も含めてそうした方向性を全体で確認すべきことを強く訴えまして、私の反対討論を終わります。

以上です。

○吉川芳男君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表し、政府原案に賛成の意を表するものであります。

政府原案は、個人住民税における所得割の非課税限度額の引き上げ及び同居の特別障害者に係る扶養控除額等を引き上げること、不動産取得税における住宅及び住宅用土地の特例措置を延長すること、昭和六十一年度の国庫補助負担率の引き下げに伴う措置として、地方たばこ消費税の従量割の引き上げを単年度限りで行うこと等を主な内容とするものであります。

我が国の税制は、シャープ勧告に基づく改革以来三十数年を経過し、その間社会経済情勢の変化に対応し、逐次改正を図ってまいりましたものの、今日の状況は当時における諸情勢とは根本的に異なるものがあり、したがって税制についてもその根本の見直しを行うことが最大の政治課題となっておるものであります。このような経緯にみかみ、さきに政府においては、税制全般にわたる見直しを検討することを決意し、我が党もまた、広く国民の意見を聞き、鋭意税制改革に取り組んでおるところであります。重視感の軽減、ひずみの是正、財源措置などを含め、これを一体として改革を図り、国民の納得のいく税制を確立するためには、それ相応の手段と時間が必要であることは申し上げるまでもありません。今回の政府原案は、税制の根本的改革の動きを見ながら、当面の措置として、補助金の見直し等による地方財源の不足を補い、また住民負担を考慮し、その負担の軽減のための改正を行おうとするものでありまして、昭和六十一年度の措置としては妥当なものと考えるのであります。

以上の理由により、私は政府原案に賛成するものであります。

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました政府提案の地方税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、本案が「増税なき財政再建」の公約に反するからであります。

ここ数年、個人住民税については、国民が最も期待している大幅な減税が実施されております。それがばかりか、今回、たばこ消費税の引き上げが行われたために、国民の税負担は一層強化されたと言わざるを得ません。これでは国民の可処分所得はますます減少し、政府が目指している内需の拡大は困難であります。また、補助負担率カット補てんのためのたばこ消費税の突然の引き上げは、明らかに国の財政再建のための大衆課税の強化であり、「増税なき財政再建」に反するではありませんか。本来ならば、住民税の課税最低限の引き上げ等本格的な減税を実施すべきであり、去る三月四日の与野党書記長・幹事長会談で合意されたとおり、政府は誠意をもって減税を実施するよう強く要望するものであります。

第二の理由は、不公平税制が是正されていないからであります。

現行の地方税制度は、電気税等の非課税措置がとられており、さらに国の租税特別措置等を反映して、昭和六十一年度の地方税の減収は一兆一千億円にも上り、地方自治体の自主的財政運営に及ぼす影響は少なくないばかりか、税の不公平が生じているのであります。また、利子配当所得についても、分離課税をとる場合、地方税が課税されないため、同じく地方財政の減収と税の不公平を来しているのであります。したがって、税の公正と地方財政の充実を図るため、税制の抜本的改革を図るべきであります。何ら手につけられないことは、まことに残念でなりません。

第三の理由は、地方の自主財源の強化が実行されていないからであります。

今日の地方財政は、国が財源を強固に握り、補助金等を操作して地方を縦横に統制するという中央集権的行政構造となつてゐるのが税源配分の現状であります。これでは、地方公共団体がその地域の特性を生かした自主的な新規事業を実施しようとしても、どうしても補助金対象事業を優先せざるを得ないのであります。現状では、地方自治の本旨にのつた自主的な行政運営は極めて困難であります。私どもは、これまで再三、地方の自主的行政運営を推進するため、地方税の充実、強化を主張してきたところでありますが、今回の政府原案には何ら手がつけれられていないばかりか、改革の方向性もつかえないのであります。今、地方自治体が最も要望していることは、地方税源の拡充を図ることではありませんか。以上の理由により、私は政府原案に反対するものであります。

○委員長(増岡康治君) 委員の異動について御報告いたします。

岩上二郎君及び古賀雷四郎君が委員を辞任され、その補欠として倉田寛之君及び岡部三郎君が選任されました。

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して地方税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、今回もまた国民が強く要望する大幅な住民税減税の実施を見送っていることである。

この十年間の地方財政計画ベースでの個人住民税の自然増収額は合計五兆一千五百億円に上るのに、政府の行った減税額はわずか四千四百億円にすぎないのであります。この間、課税最低限が余りに低過ぎて生活保護基準との逆転現象が生じ、これを避けるために非課税限度額制度が昭和

五十六年度に一年限りの暫定措置として設けられました。以来、六年間もこの非課税限度額制度が継続されていること自体、政府が本格的な住民税減税を怠ってきた何よりの証拠ではありませんか。

反対理由の第二は、補助金の一括カットによる地方自治体への影響額の一部を穴埋めするため、たばこ消費税率の引き上げを行っていることである。

今回の補助金の一括カット自体が、昨年の一年限りという政府の約束をはたすだけであつて、さらに一段と補助率の引き下げを行い、削減対象をも拡大している点で極めて不当なものであります。ところが、それによる影響額の穴埋めを大衆増税に求め、住民に直接負担を転嫁するという二重、三重にも不当なやり口を断じて容認するわけにはいかないものであります。

反対理由の第三は、年収三百万円程度の中位の所得層にとつても増税となる国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。

国民健康保険の特徴の一つは、加入者の約半数が所得百五十万円以下の低所得者層で占められていることであるが、これは、本来国が相当の国庫負担を行わなければ国民健康保険が成り立たないことを示すものであります。にもかかわらず、政府は逆に、健康保険改悪に伴う補助率の切り下げ、補助金大幅削減の先取りを行い、加えて退職者医療制度の見込み違いにより、今日、国民健康保険を急激に悪化させています。こうした財政悪化のしわ寄せを被保険者に転嫁すべきではありません。

国庫負担の健全化のために政府が行うべきことは、このような課税限度額の引き上げではなく、国庫負担の補助率を健康保険制度改悪前の補助率に戻すことである。

反対理由の第四は、電気税などにおける従来からの大企業に対する特例減免措置を温存するだけでなく、新たに、電力会社やN.T.T.、第二電電に対する固定資産税の軽減措置、第二電電に対する

事業所税の非課税措置を創設していることである。

個人住民税が生活保護基準すれすれにまで課税されていることと対比すれば、大企業優遇のこれらの特例減免措置こそ不公平税制の最たるものとして早急に是正されなければならないものであります。

改正案は、個人住民税の特別障害者に係る配偶者控除額の引き上げ、国民健康保険税の法定軽減の減額基準の引き上げなど若干の改善措置はあります。しかし、いずれも微々たるもので政府の重税政策を取り繕うものがほとんどであり、これをもつて本案に賛成することができるようなものではありません。

我が党は、大企業、大資産家に対する優遇税制の見直しと、一兆六千億円の軍事予算の削減、所得税一兆八千億円、個人住民税七千億円、合わせ二兆五千億円の大規模減税を提案しておりますが、政府が速やかにこれを実施されるよう要求して、私の反対討論を終わります。

○委員長(増岡康治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方税制の検討に当たっては、地方制度調査会の税財政に関する答申等の経緯を踏まえ、地方財政基盤の充実・安定を図り、地方財源はできるだけ地方税により充足するという基本的態度をとりつつ、次の事項について善処すべきである。

一 国、地方の機能分担に即応した税源の再配分について抜本的に検討すると共に、特に、基礎的自治体である市町村の税源の充実に配慮すること。

二 個人住民税については、課税最低限の引上げにも留意し、負担の軽減に努めること。

三 所得税が課税されながら、住民税が課税されていない利子・配当所得等については、住民税の課税について適切な対応策をすみやかに検討し、その実現を図ること。

四 事業税における社会保険診療報酬の非課税その他地方税における特別措置の整理合理化を推進すること。

五 法人事業税における所得課税を外形課税との併用等課税標準の見直しを図ること。

六 固定資産税の課税については、居住用資産等に対する負担の軽減について検討し、適切な措置を講ずること。

七 事業所税については、その課税団体の範囲の拡大等所要の検討を行うこと。

八 地方道路目的財源の充実を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ満場一致御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よって、佐藤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小沢自治大臣。

○国務大臣(小沢一郎君) いろいろと御審議を賜りましてまことにありがとうございます。

ただいま議決されました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、今後善処してまいりたいと存じます。

○委員長(増岡康治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「農業協同組合中央会」の下に、「農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)」を加える。

第三十四条第三項中「三十万円」を「三十四万円」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中(昭和二十三年法律第二百五号)を削る。

第二百九十六条第一項第二号中「農業協同組合中央会」の下に、「農業協同組合連合会(医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)」を加える。

第三百四十四条の二第三項中「三十万円」を「三十四万円」に改める。

第三百四十九条の三第二十項中「二分の一」を「三分の一」に、「四分の三」を「五分の四」に改める。

第四百八十九条第一項第二十二号の二を削り、同項第二十二号の三を同項第二十二号の二とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第六項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び政令で定める民法第三十四条の法人が専ら水産動物の種苗の放流を目的として当該種苗の生産又は育成を行うための施設において直接当該種苗の生産又は育成の用に使用する電気に対しては、電気税を課することとできない。

第五百八十六条第二項第二号中(特定施設)の下に(「湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。)」を加え、同号に次のように加える。

ヌ 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項

の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水の処理施設で自治省令で定めるもの

第五百八十六条第二項第十一号中「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とし、第十三号の四を第十三号の三とする。

第七百一条の三十四第三項第八号中「施設」を「施設で政令で定めるもの」に改め、同項第二十三号中「第七号」を「第八号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第二十三号の二を削る。

第七百一条の四十一第一項の表の第九号中「木材の販売若しくは製材」を「製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売」に改める。

第七百一条の四十二第一項中「五百円」を「六百元」に改める。

第七百三条の四第四項及び第十二項中(「第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。」を削り、同条第十七項中(「第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。」を削り、「三十五万円」を「三十七万円」に改め、同条第十八項後段を次のように改める。

この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」とあるのは「その世帯に属する一般被保険者(世帯主を除く。)」と、「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とし、第十二項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは「その世帯に属する退職被保険者等(世帯主を除く。)」と、「退職被保険者等と一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、前項の規定の適用については、同項中「一般被保険者と退職被保険者等」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」とする。

附則第三条の三中「二十九万円」を「三十一万円」に改める。

附則第四条の見出し中「課税標準等」を「課税標準」に改め、同条第二項を削る。

附則第六条第一項及び第五項中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

3 第五十三条第四項又は第三百二十一条の八第四項に規定する法人の昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額の課税標準となる法人税額に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「法人税法第五十七条」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定の適用がないものとして法人税法第五十七条」とする。

附則第八条の二第二項中「昭和五十五年法律第九号による」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下「昭和五十五年法律第九号」という。)」に改める。

附則第九条第一項中「いう。」「附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項、租税特

及び昭和六十一年度分の自動車税に限り、を削
第二部 地方行政委員会会議録第四号 昭和

ける金額を控除した金額とする。

一年三月二十七日【参議院】

和六十一年度分及び昭和六十二年度分」に「一六

規定にかかわらず 当該機材その他の設備

対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五條第二十三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十九項中「昭和五十八年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「四分の三」

を「五分の四」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「昭和六十年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改め、「又は都市計画税を削り」、「第三百四十九条の三四項又は第七百二一条第一項」を「又は第三百四十九條の三四項」に改め、同項を同条第十七項と

し、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「路外駐車場（駐車場法第二条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。）」を「駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場」に、「昭和五十六年一月二日から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「昭和五十六年度から昭和六十年年度までの間」を「昭和六十一年度及び昭和六十二年度」に、「適用を受ける航空機」を「適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するもの」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「昭和五十六年一月二日

から昭和六十年一月一日まで」を「昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日まで」に、「五月分の三」を「三分の二」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「ばい煙若しくは」を

「ばい煙、」に改め、「限る。」の下に「若しくは、湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第二項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚下水」を加え、「昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分」を「昭和六十年年度分及び昭和六十二年年度分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公共の危害防止のために設置された悪臭防
止法第二条に規定する悪臭物質の排出防止設
備で自治省令で定めるものに対して課する固
定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二
又は第三百四十九条の三第四項の規定にか
わらず、昭和六十一年度分及び昭和六十二
年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固
定資産税の課税標準となるべき価格の六分
一の額とする。

31 電気事業法第二条第二項に規定する一般電

電気事業者、電気通信事業者法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者その他の政令で定める者が昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域において、道路法第二条第一項に規定する道路の上空にある電線（これらの者が昭和六十年三月三十一日までに同法第三十二条第一項の規定による許可を受けて、その用に供しているものに限る。）に代えて電線を地下に埋設するために新設した償却資産（電線を含む。）で自治省令で定めるもの（第三百四十九条の第三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課され

ることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

32 電気通信事業法第十二条第一項に規定する
第一種電気通信事業者（同法附則第四条第一
項又は第二項の規定により同法第九条第一項
の許可を受けたものとみなされた者を除く。）
が、昭和六十一年四月一日から昭和六十四年
三月三十一日までの間に新設し、かつ、同法
第六条第二項に規定する第一種電気通信事業
の用に供する償却資産のうち、同項に規定す

る電気通信回線設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十条の二の次に次の一条を加える。

（市町村たばこ消費税の税率等の特例）

第三十条の三 昭和六十一年五月一日から昭和

製造たばこの区分		
一 喫煙用の製造たばこ	イ 紙巻たばこ	千本に
ロ パイプたばこ	ハ 葉巻たばこ	一キロ
ニ 刻みたばこ		一キロ
二 かみ用の製造たばこ		一キロ
三 かぎ用の製造たばこ		一キロ

六十二年三月三十一日までの間に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の従量割の税率は、第四百六十八条の規定にかかわらず、千本につき六百四十円とする。

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ消費税の従価割の課税標準は、第四百六十七条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額（同条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、租税特別措置法第八十七条の四第一項の規定（たばこ消費税法第十条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。）の例により算定した金額）から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分	控除金額
一 喫煙用の製造たばこ イ 紙巻たばこ ロ パイプたばこ ハ 葉巻たばこ ニ 刻みたばこ	千本につき 一キログラムにつき 一キログラムにつき 一キログラムにつき 一キログラムにつき
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき
三 かぎ用の製造たばこ	一キログラムにつき
	千円 千円 千円 千円 千円 五百円 五百円 五百円

ばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額」とする。

附則第三十一条の三第二項中「昭和六十二年度を昭和六十四年度」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改

め、同条第三項中「昭和六十年分」を「昭和六十一年分」に改める。

附則第三十二條第一項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「定めるものの取得」の下に「又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものの混合物で自治省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、自治省令で定めるもの（以下本項において「メタノール自動車」という。）の取得」を「昭和六十一年三月三十一日」の下に「（メタノール自動車の取得にあつては、昭和六十三年三月三十一日）を加える。」附則第三十二條第三項中「及び従業者給与総額を削り、昭和六十一年四月一日を「昭和六十三年四月一日」に、「昭和六十一年分」を「昭和六十三年分」に改め、「同じ」の下に「のうち資産割を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に、「昭和六十一年十一月十二日」を「昭和六十三年十一月十二日」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第九項とし、同条第七項の表第七百一条の三十二項の項、第七百一条の四十一項及び第七百二項の項及び第七百一条の四十一項第三項から第五項までの項中「附則第三十二條の三第三項から第六項まで」を「附則第三十二條の三第三項から第七項まで」に改め、同表第七百一条の四十三第一項の項中「第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第一項若しくは第二項」を「第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第二項」に改め、同表第七百一条の四十三第二項の項を次のように改める。

第七百一条の四十三第二項	第七百一条の三十四
同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第一項若しくは第二項
	第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第二項

附則第三十二條の三第七項の表第七百一条の四十三第三項の項及び第七百一条の五十一第一項の項中「附則第三十二條の三第三項から第六項まで」を「附則第三十二條の三第三項から第七項まで」に改め、附則第三十二條の三第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 指定都市等は、事業所用家屋で電気通信事業法第六條第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの（第七百一条の三十四第三項第二十八号に掲げる施設を除く。）に係るものの新築又は増築で当該第一種電気通信事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が昭和七十一年三月

和六十三年四月一日に、「昭和六十一年分」を「昭和六十三年分」に改め、「同じ」の下に「のうち資産割を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に、「昭和六十一年十一月十二日」を「昭和六十三年十一月十二日」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第九項とし、同条第七項の表第七百一条の三十二項の項、第七百一条の四十一項及び第七百二項の項及び第七百一条の四十一項第三項から第五項までの項中「附則第三十二條の三第三項から第六項まで」を「附則第三十二條の三第三項から第七項まで」に改め、同表第七百一条の四十三第一項の項中「第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第一項若しくは第二項」を「第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第二項」に改め、同表第七百一条の四十三第二項の項を次のように改める。

第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第一項若しくは第二項	第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第二項
第七百一条の三十四又は附則第三十二條の三第二項	

三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十三條を附則第三十二條の五とし、同条の次に次の一項を加える。
（国民健康保険税の減額の特例）
第三十三條 昭和六十一年度分の国民健康保険税に限り、第七百三十三條の五の規定の適用については、同条中「第三百三十四條の二第二項に規定する金額」とあるのは、「二十七万円」とする。
附則第三十三條の二第四項中「昭和六十一年度分及び昭和六十一年度分を昭和六十一年度から

昭和六十一年度までの各年度分」に改める。
附則第三十五條の二第一項及び第二項中「第四十一條の八第一項を第四十一條の九第一項」に改め、同条第三項中「第四十一條の八第五項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六項」を「第四十一條の九第五項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六項」に改め、同条第一号中「第四十一條の八第一項」を「第四十一條の九第一項」に、「第四十一條の八第五項第一号」を「第四十一條の九第五項第一号」に改め、同条第五項中「第四十一條の八第七項から第十項まで」を「第四十一條の九第七項から第十項まで」に改める。
附則第三十五條の二及び第三十五條の三を削り、附則第三十五條の四を附則第三十五條の三とし、附則第三十五條の五を附則第三十五條の四とする。
（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）
第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
第三條第三項第五号中「第十條第一号」の下に「又は第十七條の三第一号」を、「（分収造林契約）の下に「又は分収育林契約」を加え、「地方公共団体」を「当該国有林野所在の市町村その他の地方公共団体で政令で定めるもの」に改め、「造林者」の下に「又は国有林野法第十七條の二に規定する費用負担者」を、「土地」の下に「（分収育林契約に係るものにあつては、当該土地のうち、当該地方公共団体に係る部分として政令で定める部分）」を加える。
附則第十六條中「昭和六十一年度分」を「昭和六十一年度」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四百八十九條の改正規定及び附則第十條の規定は、同

年六月一日から施行する。
（道府県民税に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十四條第三項並びに新法附則第三條の三第一項及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
2 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四條第二項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第三十二條第八項の規定による控除については、なお従前の例による。
3 新法第二十五條第一項第二号の規定は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）
第三条 旧法附則第九條第三項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第七十二條の十七第六項の規定による控除については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 施行日前の旧法附則第十一條第一項に規定する施設、同条第六項に規定する施設、同条第七項に規定する家屋及び同条第九項に規定する施設又は不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（道府県たばこ消費税に関する経過措置）
第五条 昭和六十一年五月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等

の市町村民税に係る納期限の延長については、旧法附則第三十五条の二の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十五条の二の二第一項の規定の適用を受けていた者又は昭和六十一年三月三十一日までに旧法附則第三十五条の三第一項第一号に規定する農地等を同号に規定する農業生産法人に出資した者（施行日前に当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の旧法第三十七條の二第一項の規定による申告書を提出した者を除く）が死亡した場合においては、旧法附則第三十五条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同条第四項中「附則第三十五条の三第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第七條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第一項」とする。

5 新法第二百九十六條第一項第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法第三百四十九條の三第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和六十一年三月三十一日までに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十一年一月一日までに取得された旧法附則第十五條第五項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十六年度から昭和六十年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなつた旧法附則第十五條第九項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五條第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ消費税に関する経過措置）

第九條 昭和六十一年五月一日（次項及び第三項

において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九條第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売するため所持する卸売販売業者等（新法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第二十一條第四項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ消費税を課する。この場合における市町村たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ消費税の税率は、千本につき二百九十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在

地の市町村長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ消費税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による市町村たばこ消費税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第五條第三項に規定する道府県たばこ消費税に係る申告書又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第二十一條第五項に規定するたばこ消費税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができ、この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、昭和六十一年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ消費税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6 第二項の規定により市町村たばこ消費税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替へて、新法の規定中市町村たばこ消費税に関する部分（新法第四百六十九條、第四百七十三條、第四百七十四條及び第四百七十七條の規定を除く。）を適用する。

第四百六十七條第三項 第一項

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）以下この節において「昭和六十一年改正法」という。）附則第九條第二項

第四百七十五条第一項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告書	昭和六十一年改正法附則第九條第三項の規定によつて申告書
第四百七十五條第二項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告納付する	昭和六十一年改正法附則第九條第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第四百八十條第一項	第四百七十三條第一項、第二項若しくは第四項、若しくは第二項	昭和六十一年改正法附則第九條第三項
第四百八十一條第一項	経過する日	昭和六十一年改正法附則第九條第三項
第四百八十一條第二項及び第四百八十二條第一項	経過する日(当該経過する日が昭和六十一年十月三十一日前である場合には、同日)	昭和六十一年改正法附則第九條第三項
第四百八十二條第三項	第四百七十三條第一項、若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項	昭和六十一年改正法附則第九條第五項
第四百八十二條第五項	第四百七十三條第一項、若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條第一項	昭和六十一年改正法附則第九條第五項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者により市町村たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ消費税に相当する金額を、新法第四百七十七條の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等が新法第四百七十三條第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの

数量についての明細を記載した書類を添付しなければならぬ。

(電気税に関する経過措置)

第十條 新法第四百八十九條第一項及び第六項の規定は、昭和六十一年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十一條 新法第五百八十六條第二項第二号及び並びに第十一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る)は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する

る特別土地保有税について適用し、昭和六十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第二号及び並びに第十一号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六條第二項第十三号の二の規定は、同号に規定する土地に係る昭和六十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)が効力を失う日の前日までにされる施行日前に同号に規定する承認を受けた振興計画に従つて実施する同号に規定する事業に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十二條 新法附則第三十二條第四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一條の三十二條第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ)は、施行日以後の事業に係る事業所税(施行日以後に終了した事業年度の法人の事業及び昭和六十一年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く)に対して課すべき事業に係る事業所税)について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業及び昭和六十一年以前の年分の個人の事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

る。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一條の三十二條第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ)は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一條の三十一條第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法第七百一條の三十四條第三項第二十三号の二の規定は、施行日前に同号に規定する承認を受けた振興計画に従つて実施する振興事業の用に供する施設に係る事務所又は事業所において行ふ事業のうち産地中小企業対策臨時措置法が効力を失う日(以下この項において「効力を失う日」という)の前日までに終了した事業年度の法人の事業並びに効力を失う日の属する年分の年分の個人の事業及び効力を失う日の前日までに廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税並びに効力を失う日の前日までに行われた当該施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なおその効力を有する。

4 新法附則第三十二條の三第一項及び第八項(同条第一項に係る部分に限る)の規定は、同条第一項に規定する施設に係る事務所又は事業所において行ふ事業のうち施行日以後に最初に終了した事業年度の法人の事業(施行日以後に事業を開始する法人の施行日以後に最初に終了した事業年度の事業を含む)及び昭和六十一年以後の年分の個人の事業に対して課すべき新法第七百一條の三十一條第一項第二号に規定する資産割について適用し、旧法附則第三十二條の三第一項に規定する施設に係る事務所又は事業所において行ふ事業のうち施行

メートル

五十年から昭和五十九年度まで」を「昭和五十一年度から昭和六十年年度まで」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第十号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第九号の次の一号を加える。

ス
ー
ト
ル

三十九 臨時財 國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和三十三年三月三十一日法律第三十三号）

[illegible]

(2) 投資的
経費
港湾（漁港を含む）に
おける外郭施設の延長
態容補正

昭和

昭和五十八年
七年度から昭
和六十年

の延長
漁港にお

4
3
2
1

密度補正及び態容補正

熊容補正

五兆八千二百七十七億六千三百万円を控除した後の額を「昭和六十一年度にあつては、昭和六十年における借入金」の額に改め、同項第四号中「昭和六十年にあつては、三千六百九十四億円を「昭和六十一年度にあつては、三千五百四十七億円」に改め、同条第二項中「昭和六十

附則第四条の見出し中「昭和六十年」を「昭和六十一年」に改め、同条第一項中「昭和六十年」を「昭和六十一年」に改め、同項第二号中「昭和六十年」を「昭和六十一年」に改め、同条第三項中「三百五十億」を「三百五十億」に、「三百五十億」を「三百五十億」に改める。

に改め、同項第三号中「昭和六十年年度にあつては、昭和五十九年度における借入金の額十一兆五千二百八十八億七千八百万円から地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十七号）附則第三項の規定により昭和五十九年十月一日に一般会計に帰属することとなつた

附則第八条第二項中「昭和五十七年度分」を「昭和五十八年度分」に改め、同条第三項中「昭和五十八年度分」を「昭和五十九年度分」に改め、同条第四項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十年年度分」に改める。

別表を次のように改める。

道府県	地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費				一人につき 七、〇四六、〇〇〇 円
二 土木費				
1 道路橋りよう費				千平方メートルにつき 二〇八、〇〇〇
(1) 経常経費		道路の面積		一キロメートルにつき 四、三七〇、〇〇〇
(2) 投資的経費		道路の延長		一キロメートルにつき 八五、五〇〇
2 河川費				一キロメートルにつき 八二九、〇〇〇
(1) 経常経費		河川の延長		
(2) 投資的経費		河川の延長		

[illegible]

1	道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき
	(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき
2	港湾費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき
	(1) 経常経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき
3	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき
	(1) 経常経費	都市計画区域における人口	一人につき
4	公園費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
5	下水道費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
6	その他の土木費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
三	教育費	人口	一人につき
	(1) 小学校費	児童数	一人につき
2	中学校費	学級数	一学級につき
	(1) 経常経費	生徒数	一人につき
1	投資的経費	学級数	一学級につき
	(1) 経常経費	学級数	一学級につき
2	投資的経費	学級数	一学級につき
	(1) 経常経費	学級数	一学級につき
3	高等学校費	教職員数	一人につき
	(1) 経常経費	生徒数	一人につき
4	その他の教育費	生徒数	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
5	厚生労働費	人口	一人につき
	(1) 生活保護費	市部人口	一人につき
6	社会福祉費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
7	保健衛生費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
8	清掃費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
9	労働費	失業者数	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
10	産業経済費	農家数	一戸につき
	(1) 農業行政費	農家数	一戸につき
11	その他の産業経済費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
12	その他の行政費	人口	一人につき
	(1) 徴税費	人口	一人につき
13	戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき
	(1) 経常経費	世帯数	一世帯につき
14	その他の諸費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき
15	投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき
	(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき
16	投資的経費	人口	一人につき
	(1) 経常経費	人口	一人につき

七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十一年度から昭和六十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三三
十 財源対策債償還費	昭和五十一年度から昭和六十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一三三
十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十一年度から昭和六十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一一七
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	四一

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十年度」を「昭和六十五年」に、「年三分五厘」を「年四分五厘」に、「年四分五厘」を「年三分五厘」に、「昭和四十年」から昭和六十五年までの各年度において、当該地方債の当該年度の発行を許可

された年度後十年以内の各年度(その年度が昭和七十年以後の年度となる場合は、昭和七十年年度まで)における「当該都道府県に補給する」を「当該都道府県地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した当該年度の基準財政収入額が同法第十四条の規定により算定した当該年度の基準財政収入額を超過する都道府県を除く」に補給する」に改める。

第三条中「昭和六十年度」を「昭和六十五年」に改める。

第四条第一項の式を次のように改める。

$$1 + 0.25 \times \frac{\text{当該市町村の標準負債額}}{\text{当該市町村の標準負債額のうち、当該市町村の標準負債額を超過するものの2倍に達するまでの額}} \times \text{標準負債額}$$

第四条第二項中「(昭和二十五年法律第二百一十一号)及び「をいい、」財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの

$$0.5 + 0.5 \times \frac{0.72 - \text{当該市町村の財政力指数}}{0.72 - \text{当該市町村の財政力指数の算出に用いるべき数値}}$$

4 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

第五条第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する

$$1 + 0.25 \times \frac{\text{当該市町村の標準負債額}}{\text{当該市町村の標準負債額のうち、当該市町村の標準負債額を超過するものの2倍に達するまでの額}} \times \text{標準負債額}$$

第五条第二項第二号を次のように改める。

二 調整率 次の式により算定した数値をいい、その数値が負数となる場合は、零とする。

$$0.4 + 0.6 \times \frac{0.72 - \text{当該市町村の財政力指数}}{0.72 - \text{当該市町村の財政力指数の算出に用いるべき数値}}$$

三分の一の数値」を削り、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が〇・二に満たないときは、〇・二とする。

$$\text{調整率} = \frac{\text{当該市町村の財政力指数}}{\text{当該市町村の財政力指数の算出に用いるべき数値}}$$

する法律(昭和四十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中昭和六十年度を「昭和六十五年」に改め、同条第二項中「年三分五厘」を「年四分五厘」に、「年四分五厘」を「年三分五厘」に、「各年度」を「発行を許可された年度後五年度内の各年度における」に改め、「当該地方債の発行を許可された年度以後七年度内の各年度(その年度が昭和六十五年以後の年度となる場合は、昭和六十五年まで)に限り」を削る。

第四条中「昭和六十年度」を「昭和六十五年」に改める。

第五条第一項の式を次のように改める。

した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

（新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条の規定は、昭和六十年年度以前に発行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以降の各年度における利子支払額に対する利子補給及び昭和六十一年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給について適用し、昭和六十年年度以前に発行を許可された地方債に係る昭和六十五年以前各年度における利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の新産業都市建設

及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条第一項から第四項までの規定は、昭和六十一年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十一年度以前の年度における事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

5 第三条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項の規定は、昭和六十一年度以後に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給額について適用し、昭和六十年以前に発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、なお従前の例による。

6 第三条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第一項から第三項までの規定は、昭和六十一年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（昭和六十年度以前の年度における事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十年度以前の年度における事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改

7 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「昭和六十年度から」を「昭和六十一年度から」に、「昭和六十年度分等の借入金限度額」を「昭和六十一年度分等の借入金限度額」に改める。

附則第六条中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附則第七條中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に、「千億円」を「千二百億円」に、「三百五十億円」を「九百三十億円」に、「三百五十五億円」を「九百五十二億円」に改める。

（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正）

一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第

号) 第二条の規定による改正前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号) 第三条の規定による改正前の「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

・北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條ただし書中「第四條第一項及び第三項」を「第四條第一項、第三項及び第五項」に改める。

月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
予備審査のための付託は三月二十四日)

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

昭和六十一年四月十日印刷

昭和六十一年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C